

平成 2 3 年 第 6 回

芦北町議会 9 月 定例会 会議録

開会 平成 2 3 年 9 月 1 日

閉会 平成 2 3 年 9 月 1 4 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成23年第6回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・1	木	本会議（開 会） 諸般の報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
2	金	本会議 一般質問
3	土	休 日
4	日	休 日
5	月	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、農林水産課、農業 委員会事務局） 文教厚生（教育課、生涯学習課）
6	火	委員会審査 総 務（企画財政課、税務課） 文教厚生（住民生活課、福祉課）
7	水	委員会審査 建設経済（商工観光課、上下水道課） 総 務（議会事務局、基幹支所、総務課）
8	木	委員会予備日
9	金	休 会（議事整理）
10	土	休 日
11	日	休 日
12	月	休 会（議事整理）
13	火	休 会（議事整理）
14	水	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続調査・調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号(9月1日)		頁
1	議事日程.....	3
2	出席議員氏名.....	4
3	欠席議員氏名.....	4
4	説明のため出席した者の職氏名.....	4
5	事務局職員出席者.....	5
6	開会 開議.....	9
	日程第1 会議録署名議員の指名.....	9
	日程第2 会期の決定について.....	9
	日程第3 諸般の報告.....	9
	日程第4 町長の提案理由説明.....	10
	日程第5 報告第7号 継続費精算報告について.....	10
	日程第6 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について.....	12
	日程第7 報告第9号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価結果の報告について.....	15
	(一括議題 = 日程第8から日程第18まで及び日程第23)	
	日程第8 認定第1号 平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて.....	17
	日程第9 認定第2号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について.....	17
	日程第10 認定第3号 平成22年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出 決算の認定について.....	17
	日程第11 認定第4号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について.....	17
	日程第12 認定第5号 平成22年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について.....	18
	日程第13 認定第6号 平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について.....	18
	日程第14 認定第7号 平成22年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について.....	18
	日程第15 認定第8号 平成22年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決 算の認定について.....	18

日程第16	認定第9号	平成22年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	18
日程第17	認定第10号	平成22年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	18
日程第18	認定第11号	平成22年度芦北町水道事業会計決算認定について	
日程第19	議案第35号	平成23年度芦北町一般会計補正予算(第4号).....	18
日程第20	議案第36号	平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号).....	28
日程第21	議案第37号	平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号).....	30
日程第22	議案第38号	平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号).....	31
日程第23	議案第39号	芦北町暴力団排除条例の制定について.....	18
日程第24	議案第40号	芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	32
日程第25	議案第41号	芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について.....	32
7	散会.....		34

第2号(9月2日)

1	議事日程.....	39
2	出席議員氏名.....	39
3	欠席議員氏名.....	39
4	説明のため出席した者の職氏名.....	39
5	事務局職員出席者.....	40
6	開議.....	45
	日程第1 一般質問.....	45
	(1) 宮内道則議員第1回目一般質問.....	45
	竹崎町長答弁.....	47
	竹浦教育長答弁.....	48
	山口建設課長答弁.....	48
	大岩福祉課長答弁.....	48
	(2) 宮内道則議員第2回目一般質問.....	49
	大岩福祉課長答弁.....	49

(3) 宮内道則議員第 3 回目一般質問.....	49
(1) 川尻成美議員第 1 回目一般質問.....	50
竹崎町長答弁.....	52
坂梨商工観光課長答弁.....	53
(2) 川尻成美議員第 2 回目一般質問.....	53
竹崎町長答弁.....	54
(3) 川尻成美議員第 3 回目一般質問.....	54
坂梨商工観光課長答弁.....	54
柳田農林水産課長答弁.....	55
(4) 川尻成美議員第 4 回目一般質問.....	55
竹崎町長答弁.....	55
(5) 川尻成美議員第 5 回目一般質問.....	55
迫本住民生活課長答弁.....	56
(6) 川尻成美議員第 6 回目一般質問.....	57
迫本住民生活課長答弁.....	57
(7) 川尻成美議員第 7 回目一般質問.....	57
竹崎町長答弁.....	58
(8) 川尻成美議員第 8 回目一般質問.....	58
竹崎町長答弁.....	58
(9) 川尻成美議員第 9 回目一般質問.....	58
(1) 坂本登議員第 1 回目一般質問.....	59
竹崎町長答弁.....	61
迫本住民生活課長答弁.....	62
(2) 坂本登議員第 2 回目一般質問.....	63
竹崎町長答弁.....	63
中原総務課長答弁.....	63
(3) 坂本登議員第 3 回目一般質問.....	64
竹崎町長答弁.....	64
(4) 坂本登議員第 4 回目一般質問.....	64
竹崎町長答弁.....	64
(5) 坂本登議員第 5 回目一般質問.....	64
竹崎町長答弁.....	65
(6) 坂本登議員第 6 回目一般質問.....	65
竹崎町長答弁.....	66

(7) 坂本登議員第 7 回目一般質問.....	66
中原総務課長答弁.....	66
(8) 坂本登議員第 8 回目一般質問.....	66
竹浦教育長答弁.....	67
(9) 坂本登議員第 9 回目一般質問.....	67
竹崎町長答弁.....	68
(10) 坂本登議員第 10 回目一般質問.....	68
7 散会.....	68

第 3 号 (9 月 14 日)

1 議事日程.....	71
2 出席議員氏名.....	72
3 欠席議員氏名.....	72
4 説明のため出席した者の職氏名.....	72
5 事務局職員出席者.....	72
6 開 議.....	74
日程第 1 認定第 1 号 平成 2 2 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 2 認定第 2 号 平成 2 2 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 3 認定第 3 号 平成 2 2 年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 4 認定第 4 号 平成 2 2 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 5 認定第 5 号 平成 2 2 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 6 認定第 6 号 平成 2 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 7 認定第 7 号 平成 2 2 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 8 認定第 8 号 平成 2 2 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第 9 認定第 9 号 平成 2 2 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74

日程第10	認定第10号	平成22年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	74
日程第11	認定第11号	平成22年度芦北町水道事業会計決算認定について...	74
日程第12	議案第39号	芦北町暴力団排除条例の制定について.....	74
日程第13	議案第42号	平成23年度芦北町一般会計補正予算(第5号).....	95
日程第14	議案第32号	議員派遣の件.....	97
(一括議題 = 日程第17まで)			
日程第15	総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出.....		98
日程第16	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出.....		98
日程第17	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出.....		98
日程第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出.....		98
7	閉会.....		98

平成 23 年第 6 回 芦北町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 23 年 9 月 1 日

午前 10 時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長の提案理由説明
 - 日程第 5 報告第 7 号 継続費精算報告について
 - 日程第 6 報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 日程第 7 報告第 9 号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- (一括議題 = 日程第 8 から日程第 18 まで及び日程第 23)
- 日程第 8 認定第 1 号 平成 22 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 9 認定第 2 号 平成 22 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 10 認定第 3 号 平成 22 年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 11 認定第 4 号 平成 22 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 12 認定第 5 号 平成 22 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 13 認定第 6 号 平成 22 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 14 認定第 7 号 平成 22 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 15 認定第 8 号 平成 22 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 16 認定第 9 号 平成 22 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 7 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 1 号 平成 2 2 年度芦北町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度芦北町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 0 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 9 号 芦北町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 4 0 号 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 4 1 号 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

（散 会）

2 出席議員（16人）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 番 坂 本 登 君 | 2 番 林 田 燿 宏 君 |
| 3 番 宮 内 道 則 君 | 4 番 寺 本 順 一 君 |
| 5 番 古 村 逸 男 君 | 6 番 白 坂 康 浩 君 |
| 7 番 草 野 安 道 君 | 8 番 前 田 徹 一 君 |
| 9 番 元 山 秀 志 君 | 10 番 宮 尾 秀 行 君 |
| 11 番 平 松 洋 一 君 | 12 番 川 尻 成 美 君 |
| 13 番 水 口 宣 之 君 | 14 番 岡 部 恵 美 子 君 |
| 15 番 寺 本 修 一 君 | 16 番 藤 井 公 明 君 |

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

- | | |
|-------------------|------------------|
| 町 長 竹 崎 一 成 君 | 副 町 長 藤 崎 正 司 君 |
| 教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 | 教 育 長 竹 浦 裕 道 君 |
| 総 務 課 長 中 原 豊 徳 君 | 企画財政課長 井 上 民 男 君 |
| 税 務 課 長 農 中 豊 君 | 住民生活課長 迫 本 文 雄 君 |

福祉課長	大岩憲治君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	坂梨優君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	湯野一之君	会計管理者兼 会計室長	吉田茂君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	永田光洋君
生涯学習課長	寺川健一君	農業委員会 事務局長	早川純一君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（主幹） 福田貴司君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 町村議会議長会臨時総会
期 日 平成23年6月14日（火）
場 所 自治会館
議 題 役員選挙（会長・副会長・監事）
- 3 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 平成23年7月13日（水）
場 所 熊本テルサ
議 題 「第五次水俣・芦北地域振興計画、平成24年度事業実施計画」
説明
地元提案事項
芦北町：「主要地方道芦北坂本線の改良」について
他10件提案説明
県側参加者：副知事・知事公室長他各部長及び教育次長
地元参加者：県議2名、各市町長3名、各市町議会議長3名他
- 4 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会前期要望活動
期 日 平成23年7月14日（木）
場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）
- 5 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会役員会
期 日 平成23年7月15日（金）
場 所 出水市「ホテルキング」
議 題 平成22年度事業計画及び決算報告（原案承認）
平成23年度事業計画及び予算案（原案承認）
- 6 熊本県町村議会正副議長研修会
期 日 平成23年8月19日（金）
場 所 自治会館（熊本市）
議 題 講演会
「日本は国境を守れるか」
講師：国際変動研究所理事長 軍事アナリスト 小川和久 氏
上記のとおり報告します。

平成23年9月1日

芦北町議会議長 藤井公明

芦町監第24号
平成23年8月8日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成23年7月31日

3. 検査実施日

平成23年8月8日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,508,630,528 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,001,445,001 円
	歳入歳出外現金	53,393,589 円
	計	6,563,469,118 円
水道事業会計		297,916,562 円

議員派遣の結果報告

1. 議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政権展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館講堂
- (3) 期 間 平成23年7月11日(月)
- (4) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長
- (5) 内 容 講演「これからの社会と経済の行方」
講師 読売テレビ元解説委員長 辛坊治郎 氏

2. 県町村議会議長会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館講堂
- (3) 期 間 平成23年8月19日(金)
- (4) 派遣議員 寺本副議長
- (5) 内 容 講演「日本は国境を守れるか」
講師 国際変動研究所理事長 軍事アナリスト 小川和久 氏

以上のとおり、結果を報告する。

平成23年9月1日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

開会に先立ちまして、町長より御挨拶の申し出がっておりますので許可します。
竹崎町長。

町長（竹崎一成君） おはようございます。

私事ではございますけれども、・・・・・・（聞き取れず）・・・・・・。

議長（藤井公明君） 町長におかれましては、翌日から公務に復帰されております。
御報告申し上げておきます。

議長（藤井公明君） ただいまから平成23年第6回芦北町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、8番 前田
君及び9番 元山君の2人を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、
9月14日までとの答申がっております。本日から9月14日までの14日間に
したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から
9月14日までの14日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤井公明君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議員派遣の結果報告及び閉会中に出席した議長の諸般
の報告内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由説明

議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

さて、9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いております。心より残暑のお見舞いを申し上げます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会には、まず清掃センター芦北事業所解体整備事業完了に伴う継続費の精算報告、平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率についての報告、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、平成22年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか8件の歳入歳出決算認定及び同水道事業会計の決算認定について、また平成23年度芦北町一般会計補正予算ほか特別会計3件に係る補正予算、さらに芦北町暴力団排除条例の制定、このほか芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定、芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について、合計報告3件、認定11件、議案7件を提案しております。

御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

- - - - -

日程第5 報告第7号 継続費精算報告について

議長（藤井公明君） 日程第5、報告第7号「継続費精算報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

それでは、報告第7号、継続費精算報告について御説明を申し上げます。

清掃センター芦北事業所解体整備事業が平成22年度をもって完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調整し、議会に報告するものでございます。

2枚目の精算報告書をご覧くださいと思います。

全体計画の3億2,499万4,000円に対しまして、実績の支出額2億9,612万1,789円となりました。

年割額及び財源内訳につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） 私もちょっと記憶にとどめていないものですから質疑をいたしますが、財源の実績によって一般財源が当初と、要するに全然違ってきております。地方債で借り入れて予算設定してありましたが、一般財源に組み換えられた理由はどんな理由やったですか。ちょっと記憶にないものですからお尋ねします。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 一般財源が増額を当初計画といたしますと、増額をしているということでございますけれども、全体計画の当初で国県補助金1億764万3,000円に対しまして、支出の実績でございますけれども9,834万円、それから地方債の方が2億450万円に対しまして、地方債の方が3,600万円ということで、国県補助金あるいは地方債の減ということで、その分が一般財源の方で充当をしていることでございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） それは見れば分かることでありますが、なぜこういうことになったのかというふうに尋ねているんですよね。財源が組み換えられた理由をお示しいただかないと分かりませんよ。

議長（藤井公明君） 答弁準備のため、暫時休憩します。

- - - - -
休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分
- - - - -

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 普通交付税が2億9,815万9,000円増えておりまして、その分、起債繰入に充当をいたしております。普通交付税が2億9,815万9,000円増えておりまして、それを一般財源で対応したということでございます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで報告7号を終わります。

日程第6 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（藤井公明君） 日程第6、報告第8号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、同法第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び第22条第1項の規定に基づく資金不足比率を算定し、監査委員の審査を得て、その意見書を別紙のとおり付けて、今回御報告をするものでございます。今回が4回目となります。

まず、健全化判断比率についてでございますけれども、この指標は財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。この健全化判断比率の指標のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画を定めることが義務付けられることとなります。

さらに、将来負担比率を除いた3指標の比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めるとともに、地方債の起債の制限が出てまいります。

それでは、それぞれの指標につきまして御説明を申し上げます。

お手元に配付しております報告8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての資料をご覧をいただきたいというふうに思います。

はじめに、実質赤字比率についてでございますけれども、実質赤字比率は本町では一般会計、町有温泉事業特別会計及び奨学資金特別会計が対象となる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため数値として表れておりません。

続きまして、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、企業会計のすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものです。本町では、赤字決算ではございませんので、これも同じく数値としては表れておりません。

続きまして、実質公債比率でございます。つきましては、一般会計、特別会計、企業会計、一部事務組合が負担する地方債の元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すものでございます。分子から住宅使用料などの特定財源の地方債償還等に係る基準財政需要額歳入額を控除し、分母からも地方債償還等に係る基準財政需要額歳入額を控除するようになっております。実際公債比率は3カ

年の平均で求めるようになっております。昨年の8.0%から1.2ポイント下がりました。6.8%となっております。これは国の補助金、交付金の活用による起債の抑制、前年度の繰上償還などにより公債費が減少するとともに、分母となる標準財政規模が普通交付税及び臨財債の増額により大きくなったことによるものでございます。なお、18%以上で地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上で早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となっております。さらに、35%となりますと、財政再生団体となります。

次に、将来負担比率につきまして、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すものでございます。将来負担額については、一般会計の地方債現在高、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対する負担見込額、さらに全職員が退職した場合の退職手当支給見込額を算定し、さらに第三セクターなどの設立法人等の負債に対する負担見込みがあれば算入するようになっております。将来負担額からは充当可能な基金の額、地方債償還に際しまして見込まれる特定財源、地方債残高に係る交付税の標準財政需用額算入見込額を控除するようになっております。将来負担比率は、前年度の23.4%から5.1ポイント下がりました。18.3%となっております。これは適正な起債管理の中、分子となる地方債に現在高が減少し、一方で分母となる標準財政規模が普通交付税及び臨財債の増額により大きくなったことによるものです。なお、早期健全化基準は350%でございます。

以上、すべての指標が早期健全化基準を大きく下回っておりまして、本町の財政状況は健全な状態にあるといえます。

続きまして、資金不足比率についてでございます。公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すもので、企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務付けられております。算出は事業の規模に対する資金の不足額の比率でございますが、資金不足を生じている企業会計はありませんので、数値としては出てまいりません。良好な状態でございます。なお、健全化判断比率及び資金不足比率の資料を2ページ、6ページに添付しておりますので、後でご覧をいただければと思います。

以上、引き続き健全財政を堅持しながら、各事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。以上でございます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本修一君。

15番（寺本修一君） 健全化の報告、それぞれ、今、課長の方から説明がありましたが、平成17年度にこの法律ができて、報告する義務がなされております。

それぞれ実質赤字比率も無し、連結実質赤字比率も無し、それから実質公債費比率は6.8、将来負担比率が18.3、課長の方から説明があったとおり、それぞれ好転をいたしております。この要因につきましては、今説明の中で触れられました。極めて健全財政で結構なことだろうと思います。関連をいたしておりますので、決算認定とも関連をいたしますが、財政指標の一つであります経常収支比率、これにつきましても平成20年度が90.9、21年度が89.9、平成22年度が83.4%ということで、マイナス6.5ポイント良くなっております。それから、基金につきましてもですね、平成21年度に比較しまして、22年度、2億6,000万円強増えております。この経常収支比率、まあ効率化、弾力性、そういうのを判断する重要なポイントであります。この比率が良くなった要因をお聞かせ願います。それから、基金が増えた理由、2点お伺いします。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） お答えいたします。

経常収支比率の部分で御質問ございましたが、6.5ポイントの改善でございます。この要因といたしましては、地方交付税の大幅な増額、3億3,300万円、あるいは計上一般財源が増加した反面、人件費や補助金費の減少などが経常経費に充当する一般財源が減少したことがございます。ちなみに人件費が3,400万円程度、補助金が1億7,000万円程度を減少いたしております。主な要因は地方交付税が伸びたと、増額されたということでございます。

それから、基金でございますけれども、基金につきましては、平成22年度からまちづくり振興基金、これを5年間で10億円積み立てるといような計画でやっておりますけれども、それを今現在4億円積み立てを行っているところでございます。基金の増額については、まちづくり振興基金の増額によるものでございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 寺本修一君。

15番（寺本修一君） 極めて結構な好転でございます。今後も是非一つ町民が安心・安全に暮らせるために健全財政に努力していただきたいと思っております。これも一重に竹崎町長をはじめ、執行部の皆さん方の鋭意の努力の結果だろうと思っております。

そこで、いつも発表がっておりますが、この実質公債比率、将来負担比率、このような好結果が出ておりますが、その県下のほかの町村と比較した場合の順位といたしますか、どの程度になっておりますか。いつも報告されておりますが、まだ結果が出ておりませんか。説明をお願いします。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） お答えいたします。

現在のところ、速報値としてですね、まだ県内の市町村の順位というものは出ておりません。ちなみに、昨年度の順位はご存じであるかと思えますけれども、実質公債比率で前年度が県内45市町の中で4位と、それから将来負担比率につきましては7位であったというようなことでございます。確定数値あるいは速報が出て来次第、御報告を申し上げたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（藤井公明君） 寺本修一君。

15番（寺本修一君） 是非一つ結果が出ましたならば、速やかに報告を願いたいと思います。これらの財政指標につきましては、極めて好転をいたしております。高く評価いたします。終わります。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで報告第8号を終わります。

日程第7 報告第9号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

議長（藤井公明君） 日程第7、報告第9号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） おはようございます。

報告第9号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果の報告について説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会は効果的な教育行政の推進に資するとともに、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果について議会に報告することとなっております。芦北町教育委員会におきましても、平成22年度分の報告書を作成しましたので、今回議会に報告するものでございます。

配付しております報告書の3ページ、4ページをお開けください。

ここに事業ごとの評価結果をまとめております。この評価につきましては、A・B・C・Dの4段階で評価を行っております。教育委員会の事務局の評価項目は、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目です。表の一番右側に事務局の評価と学識経験者の意見を踏まえたところで、教育委員会の総合評価を示しております。この評価につきましては、全51の事業中、A評価20事業、B評価30事業、C評価が1事業、Dの評価はありません。なお、このC評価、奨

学資金貸付事業でございますが、現在改善を進めているところでございます。

また、各事業の概要及び学識経験者の意見につきましては、5ページ以降の事業ごとの評価報告書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） これはもう19年度からの報告をされておまして、大変膨大な事務量ですね、事務方の方の大変だろうというふうに思っておりますが、昨年よりも良くなっているような感じがいたしますけれども、ちょっと若干項目は変わってきております。評価の善し悪しの前にですね、この点検評価の過程におきまして、教育委員会としてこの報告書が、これに携わってこられた過程ですよ、どのくらいの時間を要して、教育委員会としての総合評価をされたのか、澁谷教育委員長、4月からでございましたが、何回ぐらいお加わりになられたのか、まずそれからお聞きして、総合評価としての見解をお答えいただければと思いますが。

議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

教育委員長（澁谷百錬君） 教育委員会といたしましては、委員会で1回協議をしております。時間等につきましては、丸半日を費やして行っております。以上でございます。

総合的評価につきましての見解ということでございます。事務局の総合評価、非常に毎日がその実践の場でございます、それで評価をされた点につきましては、私たちは疑義を挟むことはございませんでした。ただし、中に数カ所ですね、非常に低い評価をなさっている部分がありましたので、その点につきましては、そこまでそれ以上のことをやっているんじゃないかというものが1、2点ございました。以上でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 総合評価と事務局の評価が違ったのが数点ございました。そういうことだというふうでございます。良い方に評価されている点があったようにお見受けられますけれども、先ほど永田課長から奨学資金の問題については改善するように、今やっているということがありました。一般会計の成果説明書にそのようなこともちょっと書いてあったような感じがいたしますが、具体的にどのような改善をしておられるのか、私、所管じゃありませんので、ちょっと分かりませんので。

議長（藤井公明君） 永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） まず、連帯保証人ですけれども、これを緩和しております。

新規償還が10月から始まりますけれども、まずこの連帯保証人につきましては、町内に居住する、家計を別にする人となっております。それを1人につきましては熊本県に居住する家計を別にする人、それともう1人を、「家計を別に」じゃなくて、一緒でも構わないから父母と、早くいえば親ですね、親でもいいですよということに緩和をしております。

それともう一つは、奨学資金貸付額の増額を現在検討をしているところでございます。以上です。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 教育の原点、学ぶことの大事さという基本的なことですね、多くの方々がこれを利用されまして、優秀な人材の教育の場に充てていただくことが基本だというふうに思いますので、その点、改善をされるようお願いしたいと思いますが、議長にちょっとお願いがあるんですけども、先週、ある任意の議会の研修会に行きましてですね、この報告書がですね、熊本県の町村で提出されていないところが見受けられたんですよ。議長は、議長会の会長でもございますので、県の議長会の事務局の方にですね、実態調査をされてですね、これは教育行政の法律で、27条で報告するようになっておりますので、その点は議会の活性化のためにはですね、掌握された方がいいんじゃないかというふうに思いますので、立場上からもそうされて、私どもにもその実態を報告していただければというふうに思っております。以上です。

議長（藤井公明君） その件につきましては、県の事務局長と協議をし、対応させていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで報告第9号を終わります。

日程第 8 認定第 1号 平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 2号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 3号 平成22年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 4号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 2 認定第 5 号 平成 2 2 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 6 号 平成 2 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 7 号 平成 2 2 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 8 号 平成 2 2 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 9 号 平成 2 2 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 1 号 平成 2 2 年度芦北町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 3 議案第 3 9 号 芦北町暴力団排除条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第 8、認定第 1 号「平成 2 2 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 1 8、認定第 1 1 号「平成 2 2 年度芦北町水道事業会計決算認定について」までと、日程第 2 3、議案第 3 9 号「芦北町暴力団排除条例の制定について」は、先の議会運営委員会において、一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっております。議会会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先の議会運営委員会において、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 3 8 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。川尻君。

1 2 番（川尻成美君） 先ほど、財政状況についての報告がありましたけども、そういう形ですね、非常に財政が全国悪い悪いという中に、芦北町は健全財政を堅持しているということで、非常によろしいわけですけども、その要因が地方交付税ということは、もう数字で表れておりますが、今後の地方交付税の見通しとしてですね、自主財源は下がっております、町税等はですね。特定財源、依存財源を基本と

した財政運営である中に、国から来るものですので、その見通し的なことは今後どう、交付税につきましたのですね、思われますか、町長。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 見通しにつきましては、不透明でございます。政権の在りようで随分変わってまいります。もう御承知のとおりでございます。しかしながら、日常の陳情・要望等を通じまして、地方財政の健全性の確立とか、あるいは諸事業の採択等に向けまして、引き続き活動を展開してまいりたいなあとというふうに思っております。今回は地方交付税ということもございましたけども、他の自治体とも比べてみましてですね、総合的な評価がまた出てくるものと思われまいます。また一方ではですね、特に強調しておきたいのは、やはり副町長をはじめといたしまして、各課長、そして職員、やはり日々、行政改革の意識をもちながら取り組んでおる、その成果も私は大いに評価できるものと思っております。この姿勢をさらに堅持してまいりたいというふうに思います。

議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までと、議案第39号の審査については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

- - - - -

日程第19 議案第35号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

議長（藤井公明君） 日程第19、議案第35号「平成23年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 議案第35号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,236万8,000円を追加し、予算の総額を99億3,491万7,000

円とするものでございます。また併せて、第2条で継続費の補正をお願いをするものでございます。

今回の補正の主なものは、東日本大震災に係る消防団等補償負担金の増額及び6月、7月に豪雨災害復旧費、それと平成22年度国県補助金事業等の実績による精算償還金及び女島活力推進センター建設事業継続費の増額などでございます。

それでは、内容につきまして、お手元に配付しております資料により御説明をさせていただきます。

まず、歳出の方から御説明をいたします。

資料は2ページ、予算書は10ページになります。

款2総務費でございます。一般管理費の補正額9万2千700円につきましては、本町芦北消防署前駐車場のフェンスが老朽化しておりますので、安全面から今回整備を行うものでございます。

財産管理費の19万4,000円は、当初予算で計上しておりました湯治山町有林指標木伐採委託料が現場精査により鉄道の近接工事に該当することが判明をし、専門施工が必要となったため増額するものでございます。

防犯対策費の10万円は、湯浦駅駐輪場防犯灯の電線引込柱の腐蝕が判明したことによる修繕料でございます。

まちづくり推進費の250万円は、自治総合センターのコミュニティ助成事業の支援を得て、田浦3、4行政区が行う文化保存継承活動のための補助金でございます。

次に、款3民生費でございます。社会福祉総務費9万4千260円につきましては、4月の人事異動に伴います国民健康保険事業特別会計への職員給与等の繰出金の増額でございます。

障害者福祉費の39万2千900円は、今回、芦北・水俣圏域におきまして、移動が困難な障害者の方に対する有償の移送サービスを提供するにあたり、福祉有償運送運営協議会を1市2町で設置するための負担金1万8,000円と、平成22年度障害者自立支援給付費、法制医療などの事業実績精算に伴う償還金39万1,000円でございます。

高齢者福祉費の4,000円は、老人保健医療で退職者医療費の過年度分精算に伴う償還金でございます。

児童福祉総務費の6万4千100円は、町立保育所の民営化等の検討委員会を新たに設置するために必要な委員報酬、費用弁償と、熊本県から児童虐待防止強化事業の採択を受けて、意識啓発や関連機関との連携に必要な消耗品と活動記録用の備品購入費でございます。

資料は3ページ、予算書は11ページになります。

児童措置費の16万3,000円は、平成22年度子ども手当事務取扱交付金の精算償還金でございます。

保育所費68万1,000円の補正は、田浦保育所の業務用冷蔵庫の経年劣化に伴う買い換えに必要な備品購入費と、田浦、湯浦、大野保育所で取り組む児童虐待防止強化事業の活動記録用の備品購入費でございます。

次に、款4衛生費でございます。保健衛生総務費の29万1,000円は、平成22年度事業実績に係る妊婦健診補助金の精算償還金でございます。

予防費1万4,000円は、平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実績に係る精算償還金でございます。

環境衛生費の224万円は、太陽光発電システム設置補助金申請者が急増していることを受けまして、環境意識の高まりなど、今後の動向を踏まえまして、所要額を増額するものでございます。

健康増進事業の8,000円は、平成22年度骨粗鬆症検診実績によります精算償還金でございます。

次に、款5農林水産業費でございます。農業委員会費18万4,000円は、県農地制度実施円滑化事業採択を受けまして、遊休農地の解消、農地の有効利用を図るため、町外在住の所有者に対する土地利用状況調査に係る郵便料でございます。

農業振興費の176万7,000円は、緊急雇用創出基金事業の追加内示を受けまして、新たに1名を雇用し、農業技術習得など、地域農業の担い手を育成するための事業委託料130万2,000円と、当初予算で計上いたしました、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金の事業料の変更等に伴う補助金46万5,000円の増額補正でございます。

中山間地域等の直接支払事業6万3,000円は、平成22年度の補助対象面積の確定に伴う精算償還金でございます。

資料4ページ、予算書は12ページになります。

林業振興費の155万円は、森林法の改正に伴う森林整備計画の見直しにあたり、県の補助事業を採択を受けて、地理情報システムを導入して、計画区域内の図面化をするための必要な備品購入等でございます。

治山事業費249万8,000円は、6月豪雨災害に伴う単県治山工事費1件分でございます。

水産業振興費144万3,000円は、芦北漁業に対する経営強化支援のための新会計システムの導入補助金21万3,000円と、町が試験栽培を委託しております、くまもと・オイスターの商品化に必要な紫外線殺菌装置、滅菌処理施設など

の整備費用に123万円を補助するものでございます。

次に、款6 商工費でございます。商工業振興費519万円は、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業の補助の決定を受けて実施します先進地研修や、温泉ボイラー余熱システムの事業化及び製塩所の調査検討の委託料等などでございます。

次に、款7 土木費でございます。水防対策費の272万円は、6月、7月の豪雨により、緊急対応の建設機械借上げ等が増加したことを踏まえまして、今後の台風シーズンに合わせまして、借上料100万円を増額するとともに、6月、7月豪雨により被災しました小災害6件の復旧事業補助金172万円を補正をするものでございます。

資料は5ページ、予算書は13ページになります。

款8 消防費です。非常備消防費1,504万8,000円は、東日本大震災に伴い殉職されました消防団員への遺族への一時金、年金支給を確実にを行うために消防団基金へ、平成23年度に限った特別な掛金を支払うことになったため、負担金を増額するものでございます。なお、掛金は団員1人当たり2万2,800円の増額となっております。負担増分につきましては、特別交付税で措置をされることとなっております。

災害対策費の270万6,000円は、東日本大震災に伴い中止しました消防点検に代わるものとしたしまして、消防団などからの要望を踏まえ、防災訓練を実施することになり、講演会の開催に必要な講師謝金、訓練に必要な消火器詰替料、災害発生時の避難者用の毛布、備蓄食料などの購入費の追加と、大震災後の防災無線の屋外拡声子局、これは外部スピーカーでございますけども、その必要性が高まったことを受けまして、防災計画の見直しに反映をさせるために必要な防災無線拡充等基本計画策定委託料でございます。

次に、款9 教育費でございます。語学指導費、学校管理費、次のページの学校給食施設費のそれぞれの2万6,000円は、テレビ共同受信施設組合への受信デジタル放送受信対応改修負担金でございます。

教育振興費46万8,000円は、佐敷中学校が7月に、県から子どもたちの自立支援事業の指定地域の採択を受けて取り組む、いじめ・不登校予防、問題行動の予防、解決のための研究活動に必要な講師謝金、旅費、消耗品費でございます。

資料は6ページ、予算書は14ページになります。

款10 災害復旧費でございます。農地災害復旧費1,041万6,000円は、6月、7月豪雨で被災しました田んぼ3件、畑2件の農地補助災害復旧工事費720万円と、7月豪雨で被災しました小災害の田んぼ7件、畑4件の復旧工事に対する補助金305万9,000円と、それに伴います必要な旅費と消耗品等でございます。

す。

農業用施設災害復旧費 3 9 7 万 5 , 0 0 0 円は、6 月豪雨で被災しました道路 1 件の農業用施設補助災害復旧工事費 1 0 0 万円と、7 月豪雨により被災しました小災害の道路 4 件、水路 5 件、頭首工 1 件の復旧工事に対する補助金 2 9 7 万 5 , 0 0 0 円でございます。

公共土木施設災害復旧費の 1 , 3 1 1 万 8 , 0 0 0 円は、6 月豪雨で被災しました道路 2 件、河川 7 件の復旧工事費でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

資料は 1 ページ、予算書は 8 ページになります。

補正額は 8 , 2 3 6 万 8 , 0 0 0 円でございます。財源内訳は国県支出金といたしまして、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金 8 7 4 万 9 , 0 0 0 円ほか 1 3 件で、合わせまして 2 , 3 2 2 万 7 , 0 0 0 円でございます。それに、その他の収入といたしまして、単県治山事業分担金 2 4 万 9 , 0 0 0 円ほか 2 件で、合わせまして 3 5 3 万 9 , 0 0 0 円でございます。一般財源といたしまして、前年度繰越金 5 , 5 6 0 万 2 , 0 0 0 円を充てるものでございます。

次に、継続費の補正について御説明を申し上げます。

予算書の 4 ページ、第 2 表をご覧ください。

款 4 衛生費の女島活力推進センター建設事業費であります。本年 3 月の東日本大震災後の建設物価の変動を考慮し、直近の建設資材単価により工事費の見直しを行ったところ、不足額が生じたため、総額 9 4 7 万 6 , 0 0 0 円を増額し、1 億 6 , 5 8 4 万 8 , 0 0 0 円とし、平成 2 4 年度年割額を 1 億 7 6 6 万 2 , 0 0 0 円に変更をいたしております。

以上で、議案第 3 5 号の説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。宮尾君。

1 0 番（宮尾秀行君） 予算書 1 2 ページ、款 6 商工費であります。節 1 2、1 3 の成分検査手数料、それから温泉ボイラー余熱システム等調査委託料の件であります。芦北町は現在、真っ清水とか、焼酎とか、開発をしております。ふるさとに誇れるものが出来ることは大変喜ばしいことではあります。現在、各地を旅行したりしますと、地方の商品というのはたくさん出ておりますけれども、芦北町の塩はほかの商品と成分等違うところがあるのかというようなことを一つ教えていただきたいと思えます。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 今回の事業につきましては、塩を使った、いわゆる御立岬温泉の塩はかなりいいということで、現在、塩アイス等を販売を行っております。その中におきましても、非常によその成分と比較していいのは、ミネラル分を多く含んでいるということから、非常に体に良いという一つの指摘も検査報告ではあります。資料につきましては、現在、別室にありますけれども、ミネラル分が、かなりよそと比べ良いという評価もいただきまして、これはあくまでも検査結果の評価でありますので、その分からして非常に素晴らしいものということで、今回はこれをさらに次につなげる商品開発のために行うということをやっております。その内容等については、また後日、これが終わりましたからお示しをしたいと思っております。以上です。

議長（藤井公明君） 宮尾君。

10番（宮尾秀行君） 町の特産品として、やはり商品開発が進んでいきますと、私たちがどんどん他町村の人々、あるいは知り合いにも勧めて、町の活性化を図っていかねばならないと思っておりますし、精一杯の応援団として頑張らねばならないと思っております。その中で、現在、今話に出ましたように、アイスクリームを開発されて、試食会もあったようでございますが、その試食会のときの評価、そして現在、物産館等でも販売をされておりますけれども、売上げといたしますか、どれくらいの人気があるのか、具体的に話ができればお答えしていただきたいと思っております。

また、成分等につきましても、かなり良いというような話でございますが、確定はしているのかいないのかちょっと分かりませんが、そのミネラル分が多いという、具体的にどれくらい多いのかというようなことが分かれば、お教えいただきたいと思っております。

それと、ここ数年、かなり暑い夏が続いておりますし、熱中症の対策といたしましても、この塩、あるいは健康の一助としての塩の役割というのが、非常に今見直されております。この企画が今後軌道に乗れば、何らかの企業化ができ、雇用ができればなというふうに個人的にも思っておりますので、どんどん応援隊として頑張らねばならないという気持ちがありますので、その付近の数字が出ておれば、お知らせいただければと思っております。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 宮尾議員の御質問にお答えしますけれども、現在、塩アイスの発表を行いまして、半月で約1,000個、ですから1カ月で約2,000個売れたという報告を受けております。販売等につきましては、物産館、それから温泉センターで現在販売をしていると。

それから、それぞれの塩アイスのほかにですね、塩飴とか、そういったものをして海水浴客に対しての御提供とか、そういったものを現在鋭意やっておりますし、今後ともこのような今回事業も含めてですね、いろいろな多方面にわたって、今の計画ではJ Aとの提携とか、そういったものを模索中でございますので、広範囲なところで温泉事業の部分を拡充していきたいと思っております。以上です。

議長（藤井公明君） ミネラルの成分はわからん。

答弁準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

議長（藤井公明君） それでは、少し時間がかかるようですので、ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 宮尾議員の御質問の中で、成分等についてお答えいたします。通常の塩温泉等の成分がありますが、これは海水であります。通常は塩化等のNaClですけれども、これが大体99%入っていると。今回分析しました御立岬温泉の分については、塩化ナトリウムが減りまして約80%、その他ほかに付属しますマグネシウム類がですね、その中では非常に良くて、20%含んでいるということから、健康的にも非常に素晴らしいものが、検査の結果あったということでございます。そういったことで、これを大幅に製造なり利用していけばなということ考えております。以上でございます。

議長（藤井公明君） 宮尾君。

10番（宮尾秀行君） ただいまの説明で、いかに現在の開発中の温泉塩が非常に素晴らしいものかというのがはっきりいたしたようであります。ミネラルが20%も含まれているということは、これを売り文句にして、素晴らしい商品が出来るように一つ頑張っていたきたいと思えます。この芦北町には、今のように素晴らしい隠れた宝があると思えますので、今後いろんな方面に目を向けて、新しい芦北町の特産を作っていただければと思えます。以上です。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） 民生児童費の歳出について、2点ほどお尋ねしますが、町立保育所の民営化がなされるようでございますけども、3施設、今あるようですけども、同時に今から審議はされると思いますが、どういう経過で民営化に移っていくのか1点、そして児童虐待防止強化事業備品というのが2つ出ております。保育園に設置するのと、あとこれはどこですかね、どういう備品でどこに置かれるのかお願いしたいと思います。

議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

福祉課長（大岩憲治君） まず1点の保育所の民営化検討委員会の件についてお答えいたします。昨年度、民営化研究協議会を設置しまして、3回の協議会を行いました。その結果、研究協議会の結果、少子化による入所率の低下、それから保育所等の職員の高齢化、正職員の厚生費、町の財政負担の増大ということを考えまして、町立保育所3保育所ですが、民営化は避けられないものであるということになりまして、民営化の方法や時期などを具体的に検討するため、芦北町町立保育所民営化検討委員会を設置するという事で、町長へ4月に答申しました。その後、議長、また委員長にも報告をいたしております。その後、どういう経緯でやるかといいますと、この予算が通りますと、10月あたりで検討委員会、約10名以内を予定しております。検討委員会のメンバーとしまして、民生児童委員の会長、そして主任児童委員とか、社会福祉協議会、区長会代表、葦北郡保育協会会長、そして行政から関係課長あたりを入れまして、民営化検討委員会を設置したいと考えております。民営化検討委員会で協議しまして、23年度中、結果が出れば、それをまた答申したいと思っておりますが、遅くても24年の5月ぐらいまでは答申できるかなと思っております。その後、24年度中に様々な検討課題がありまして、まず保護者とか町民といいますか、地区民ですね、その理解を得なければなりませんし、土地・建物の鑑定もしなければならぬし、それから職員の処遇の調整、県との協議を考えますと、約1年はかかるだろうと考えております。その後、検討委員会から今度は選定委員会に移ってしようと思っておりますが、順調にいきましても25年度以降ではなかろうかと思っております。ということで理解していただければと思っております。

それから、もう1点ですが、虐待の件ですが、これにつきましては、各保育所あたりに、3保育所ですね、公立の、デジタルカメラとかカラープリンター、ICレコーダー、録音機ですね、あたりを設置して、また役場内でも福祉課にも同じようなカメラとか録音機あたりを設置したいと思っております。これは県の100%事業でございます。以上です。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） クマモト・オイスターの補助金が出ておりますけれども、この件につきましては、これまで漁協の方で試験事業を実施されてきたようでございますけれども、その成果といたしますか、経過といたしますか、もし担当課の方で把握しておればですね、一つ御説明をお願いしたいと思います。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

ご存じのように、21年度から稚貝の養殖を約1万個ずつ行っておりまして、結果的に1年目は2割程度の生存率にとどまりました。それにつきましては、いろいろな要因がありまして、その原因を先進地との研修を行いまして、その成果を踏まえて2年目も約1万個の養殖を今行っているところでございまして、現在の状況ではですね、昨年もそうだったんですけれども、今9月までの状況ではほとんど8割以上、9割以上というようなことで、ほとんどが生存をしております。今後、順調にいけばですね、出荷が来年の春先にはできると思いますので、それに合わせて、今回出荷のために必要な滅菌処理機を準備をして、来年の出荷に備えるというような段取りであるところでございます。以上です。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） この事業は、水産振興上、非常に価値ある、注目される、私は事業ではないかと思っておりますので、一つ漁協とよく連携を図ってですね、頑張ってくださいと、以上、御要望申し上げます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

11番（平松洋一君） 予算資料のですね、13ページ、災害対策費の委託料で、先ほど説明がございましたが、防災行政無線拡充等契約策定委託料、私の聞き間違いかもしれませんが、今ある防災無線、これを屋外の無線を設置するというように理解しましたが、これではよろしいんですかね。それでそういうことであればですね、今から委託をされるわけですけども、基本的な考え方、どういうふうな考え方でこれを委託されたのか。

それと、合併前に田浦の方は屋外無線の設置をしてございましたが、そういう委託をされる中で、それにあたってその有効利用ですね、電柱とかそういうものを有効利用できるものなのかどうか。屋外無線ということであれば、そういう質問をまたお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど防災行政無線の拡充と計画策定委託料ということで提案をしております。

このことにつきましては、この前の議会でも出ておりました屋外への放送あたりをどうするのかという問題を踏まえまして、委託を組みまして、確かにこの地域、まあ沿岸部あたりになるかと思えますけれども、そのような施設が必要なのかというようなところを委託をしまいるというようなところでございます。

それから、田浦町時代にございました屋外のものにつきましては、柱等々につきましては、撤去してあるということでございます。そういうようなことで、撤去してあればですね、新たなこともこの委託の中で考えていかなければならないのかなというふうに考えます。以上です。

議長（藤井公明君） 平松君。

11番（平松洋一君） 屋外での無線というのはですね、屋外で働いておられる方々にとっては、非常にその有効な情報収集手段だと思われれます。これに反対するものではございませんが、十分ですね、そういう中身を精査されて、住民のためになるような対策をとっていただきたいと思えます。以上です。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第20 議案第36号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

議長（藤井公明君） 日程第20、議案第36号「平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

議案第36号、平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ3,751万2,000円を追加し、総額を33億441万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

款1 総務管理費の一般管理費865万5,000円につきましては、人事異動に伴う職員人件費です。

同じく、賦課徴収費77万1,000円につきましても、人事異動に伴う職員人件費です。

8ページをお開きください。

款12 諸支出金の償還金2,808万6,000円につきましては、特定健診等負担金、療養給付費等負担金、円滑運営事業費補助金及び出産育児一時金補助金の平成22年度実績に伴う国・県等に対する精算償還金です。

次に、歳入につきまして、6ページをお開きください。

款3 国庫支出金の特定健康審査等負担金26万1,000円につきましては、特定健康審査委託料に係る補助対象基準額の入力誤りによる国庫負担金を増額補正するものです。

款4 県支出金の特定健康審査等負担金26万1,000円につきましても、国庫支出金と同じく、県負担金を増額補正するものです。

款5 療養給付費交付金の過年度分1,386万円につきましては、平成22年度退職者療養給付費等交付金の確定によるものです。

款9 繰入金の一般会計繰入金942万6,000円につきましては、人事異動に伴う職員の給与等を一般会計から繰り入れるものです。

款10 繰越金の1,370万4,000円は、不足財源を前年度繰越金で調整するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第37号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（藤井公明君） 日程第21、議案第37号「平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 議案第37号、平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ382万8,000円を追加し、総額を19億4,112万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

款5 諸支出金の償還金382万8,000円につきましては、平成22年度介護給付費等の実績に係る国・県支払基金に対する精算償還金です。

次に、歳入につきまして、6ページをお開きください。

款3 国庫支出金の介護給付費国庫負担金35万8,000円につきましては、平成22年度介護給付費の実績に係る精算分です。

款4 支払基金交付金の地域支援事業支援交付金14万9,000円につきましては、平成22年度地域支援事業の実績に係る支払基金からの精算交付金です。

款7 繰越金の332万1,000円につきましては、不足財源を前年度繰越金で調整するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第22 議案第38号 平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（藤井公明君） 日程第22、議案第38号「平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 議案第38号、平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ14万8,000円を追加し、総額を2億5,234万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

款4諸支出金の保険料還付金14万8,000円につきましては、平成22年度課税所得の修正に係る過年度分の保険料還付金です。

次に、歳入につきまして、6ページをお開きください。

款5諸収入の保険料還付金につきましては、歳出で説明しました14万8,000円を広域連合から歳入するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第24 議案第40号 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第24、議案第40号「芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） 議案第40号、芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

現在、芦北町の職員定数は270人となっております。県民体育祭実行委員会への派遣職員の任務終了に伴い、派遣元の教育委員会での受入体制を整備するため、第2条第1項第3号、教育委員会事務局の職員25人を27人に改め、これに伴いまして、同項第1号、町長事務局の職員231人を229人に改めるものです。

附則として、この条例は平成23年10月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明いたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第25 議案第41号 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第25、議案第41号「芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農中税務課長。
税務課長（農中 豊君） おはようございます。

議案第41号、芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元に改正内容の主なものについて、資料を配付しておりますので、それによって説明させていただきます。

改正内容の1ページ上段になります。

第1条は、芦北町税条例の一部改正を行うもので、第26条第1項から第151条につきましては、町税各税目等の申告を正当な理由なく、不申告、不提出等についての過料及び罰則を定めたもので、過料を3万円以下を10万円以下に引き上げるものです。

第34条の7は、寄附金税額控除を定めるもので、平成24年度から個人の町民税に係る寄附金税制について改めるもので、第1項で個人町民税の寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、町が条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下、「控除対象寄附金」という。）を追加するもので、この場合、町が条例で定める寄附金については、町民税から税額控除できるように控除対象寄附金を拡大するものです。

第2項は、寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものです。

第36条の2の第1項は、町民税の申告を定めたもので、文言の整備を行っております。

追加する第6項は、控除対象寄附金に掛かる寄附金税額控除の適用を受けようとするものは、当該寄附金の額、その他必要な事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の町長に提出しなければならない規定。また、6項の追加により条項の整理を行っております。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を定めるもので、34条の7の改正により文言の整備を行っております。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例を定めたもので、課税対象牛の売却頭数要件の上限は、年間2,000頭から1,500頭に引き下げ、その適用期限を平成27年度まで延長する規定。

改正内容2ページにあります第2条は、芦北町税条例の一部を改正する条例（平成20年芦北町条例第18号）の一部を改正を行うもので、附則2条第6項は、個人の町民税に関する経過措置で、芦北町税条例の一部改正による文言の整備と、第

10項17号及び第22項については、上場株式等の配当所得及び譲渡所得の軽減税率の特例の経過措置の期限、平成23年12月31日を平成25年12月31日まで延長するものです。

第3条は、芦北町税条例の一部を改正する条例（平成22年芦北町税条例第6号）の一部改正を行うもので、附則第1条第4号は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例で、施行期日を改正するもので、平成25年1月1日を平成27年1月1日に改めるものです。

附則第2条第6項は、前条に対する個人の町民税に適用する年度、平成25年度を平成27年度に改めるものです。

附則としまして、この第1条でこの条例は公布の日から施行する。1号から第4号については、それぞれについて施行期日を規定しております。

第2条で町民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置、第4条で芦北町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置、第5条で罰則に関する経過措置をそれぞれ定めています。

その他関係法令の改正に伴う条項及び文言の整備を行っています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

議長（藤井公明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時33分

平成23年第6回芦北町議会定例会議事日程(第2号)

平成23年9月2日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 一般質問

(散 会)

2 出席議員(15人)

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 藤 井 公 明 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 水 口 宣 之 君
15番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員(1人)

7番 草 野 安 道 君

4 説明のため出席した者の職氏名(18人)

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総務課長	中 原 豊 徳 君	企画財政課長	井 上 民 男 君
税務課長	農 中 豊 君	住民生活課長	迫 本 文 雄 君
福祉課長	大 岩 憲 治 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	坂 梨 優 君	建 設 課 長	山 口 純 志 君
上下水道課長	湯 野 一 之 君	会計管理者兼 会 計 室 長	吉 田 茂 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	永 田 光 洋 君
生涯学習課長	寺 川 健 一 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	早 川 純 一 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（主幹） 福田貴司君

平成23年第6回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 白岩地区強制排水ポンプについて	<p>6月と7月の梅雨前線集中豪雨は、当地区に未曾有の局地的豪雨をもたらした。</p> <p>6月11日～12日・6月18日～19日・7月5日～6日の3回に亘り、発生した梅雨前線集中豪雨があったが、このような局地的豪雨災害に対して、今後どのように対策を考えているか。</p>	町長
		2 白岩地区町道4路線の改修について	<p>当該地区は、道路が狭いため、緊急自動車等の通行に支障をきたしている。よって、火災並びに救急業務がスムーズに行くためには、早急な改修が必要である。</p> <p>町道下村線は、延長約150m、幅員が2.2m・町道中村線は、延長約120m、幅員2.5m・町道白岩堤防線は、延長約100m、幅員2.5m・町道干崎線は、延長約300m、幅員2.3mである。これを全路線幅員が4.0mに改修出来ないか。</p>	町長
		3 人事評価制度について	<p>人事評価制度を実施しておられるが、将来職員の給料等に反映されるのか、どうか。</p>	町長
		4 学童保育の助成について	<p>芦北町の学童保育事業の実態は、低学年や中学年それに高学年を中心に、部活やクラブに入っていない児童が、学童保育に通っている。</p> <p>「小学校・幼稚園・保育所」に通っている児童は、</p>	教育長

			<p>何名か。</p> <p>学童保育を実施している「小学校・幼稚園・保育所」の数は。</p> <p>町の助成金を増やして、保育料を安く出来ないか。</p>	町長
2	川尻成美	1 自然エネルギーへの取り組みについて	<p>この度の東日本大震災による電力不足に対して全国35道府県による「自然エネルギー協議会」が発足し熊本県も加入している。</p> <p>本町としての自然エネルギー確保への取り組みについて町長の基本的知識とどのような考えを持っているのか。</p> <p>本町も750haを超える耕作放棄地があるが、その活用策の一つとして、自然エネルギーによる施設（太陽光発電システム等）を整備するような考えはないか。</p>	町長
		2 (仮称)女島活力推進センターの建設場所と管理運営の方法について	<p>このセンターが本年度着工、来年度完成を目指している。</p> <p>隣接地には県用地として荷揚場となっているがこれまでどのような認識でどう対応してきたのか。</p> <p>管理運営を「指定管理者方式」による運営になるようだが、「館長」も含めて公募型によるのが適当と考えるがどうか。</p>	町長
		3 女島埋立地への企業誘致も含む基本構想について	<p>女島埋立地の公有地利用計画や企業誘致に当たって、どのような基本構想を立てているのか。</p>	町長
3	坂本 登	1 原発から撤退し、自然エネルギーの活用につ	<p>蒲島知事は、「安全神話は崩れた」「県内への新たな原発立地は認めない」と発言し</p>	町長及び担当課長

	<p>いて</p>	<p>ている。また、6月議会で、私が竹崎町長に対し、原発の「安全神話」をどう認識しているかと質問したのに対し、町長は「安全神話はないと思う」と答えられました。福島原発事故後半年近くが経過している、現在もその認識は変わっていないか。</p> <p>原発事故後、全国的に「脱原発の方向」で、再生可能な自然エネルギーの活用が新たな産業、雇用の場の拡大としても重視されてきている。芦北町が重視してきた、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業が脚光を浴びている。</p> <p>これまでの住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の推移と年度別の利用件数、予算措置等をお答えください。また、町として今後再生可能な自然エネルギーの活用、取組に対する支援措置や補助事業を考え強化すべきだと思うが如何か。</p>	
	<p>2 地域防災計画の見直しについて</p>	<p>3・11東日本大震災後、熊本県の防災計画は見直されたのか。地震の規模、津波の大きさ等を含め主にどのような点が見直されたのか。また、各自治体に対し具体的な見直しの指示があったのかどうかお伺いします。</p> <p>芦北町地域防災計画の見直しについてはどの程度すすんでいるのか。</p> <p>計画見直しの際には、地域の特徴、「地域のつながり」</p>	<p>町長及び担当課長</p>

		<p>の活用など幅広い潜在力を引き出すことが重要と思う。行政、消防、地域組織及び各団体等の代表や各地区の住民の意見も入れた計画を作成すべきだと思うが如何か。</p>	
	<p>3 「水俣病特措法」のさらなる周知徹底について</p>	<p>「水俣病特措法」では、申請受付終了期日は明確になっていない。</p> <p>しかし、一定の経過や措置をみた後、早めに申請を終了する可能性がある。</p> <p>芦北町では、同じ町内の暮らしながら対象地域と対象外地域があり、対象外地域での特措法の周知は立ち遅れている。被害者救済にも格差があると思う。</p> <p>申請が続いている間に、一方的に申請申込を締め切ることがないように国、県に進言していただきたいが如何か。</p> <p>町内 2 か所の対象外地域で、公民館を借り特措法の説明会を行った。多くの地区住民が集まり、申請、検診希望の申し出があった。</p> <p>町としてもっと積極的に対象外地域の住民に対して「水俣病特措法」の内容を周知徹底する対策を講じて頂きたいと思うが如何か。</p>	<p>町長及び担当課長</p>

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

開会前ですが、皆さんにお願いをしておきたいと思います。実は、昨日の本会議で、議員の自席のマイクが遠くて、議場外のモニターのテレビの音声が聞こえなかったという報告を受けております。議場の模様は別室で課長補佐あるいは係長が見て、答弁がスムーズにいくよう、資料の準備をいたしております。また、1階のロビーでは町民の方々もモニターを見ておられます。質問の際は自席のマイクは必ず自分の方に向けて発言をされるようお願いし、また気づかなかった場合は隣りの方々からお知らせをしていただきたいというふうに思います。以上です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

草野君から欠席届が出ております。

日程第1 一般質問

議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は3人です。通告表はお手元に配付しております。

質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう、なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に求めます。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

3番（宮内道則君） おはようございます。

一般質問を前に、6月と7月の梅雨前線集中豪雨並びに8月の秋雨前線集中豪雨で、甚大な被害を受けられました被災者の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議長より一般質問のお許しをいただいておりますので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

さて、私は、今回一般質問の通告書により、4つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点は、白岩地区強制排水ポンプについてであります。当白岩地区は3年前に集中豪雨災害の被害を受け、過去に類を見ない集中豪雨災害の経験をいたしました。町当局の素早い対応と、役場担当課並びに地元区長、それに地元消防団との連携で、被害を最小に食い止めていただきました。

また、白岩地区は3年前に集中豪雨の被害を受けたことによる安全・安心なまちづくりの一環として、早速、排水ポンプ事業に取り組んでいただきましたことに対し、白岩区民を代表して心から感謝を申し上げます。

そして、本年5月、待ちに待った排水ポンプ場が完成をいたしました。この排水ポンプ場完成後、3回にわたり梅雨前線集中豪雨に見舞われ、芦北町管内でも各地で被害が発生しました。6月11日から12日、6月18日から19日には、白岩地区も局地的な豪雨があり、町当局並びに地元消防団が連日連夜出動し、被害を最小に食い止めていただきました。さらに、7月6日には、竹崎町長自ら現地に出向かれ、陣頭指揮をとっていただき、誠にありがとうございました。

また、6月から7月にかけての梅雨前線集中豪雨は、3年前の災害をはるかに超える集中豪雨でありました。特に7月5日から6日の集中豪雨は、24時間雨量、これは役場雨量計で185ミリ、1時間雨量、午後9時から10時、役場雨量計で41ミリを記録しました。また、佐敷川の満潮時間、午後11時48分と重なり、あわや大災害を被るところでありました。この排水ポンプの設置が白岩地区を救ったといっても過言ではありません。本当に感謝をいたしております。今後とも町御当局の御指導をよろしくお願いいたします。

ここで、竹崎町長にお尋ねいたします。この6月と7月の3回にわたり発生した梅雨前線集中豪雨災害を見ると、局地的な集中豪雨災害が多くなっていることは気づきますが、芦北町は今後どのような対策を講じておられるのかお尋ねをいたします。

次の第2点は、白岩地区町道4路線の改修についてであります。白岩地区の4路線、町道下村線、町道中村線、町道白岩堤防線、町道干崎線につきましては、緊急自動車が通行できないため、火災並びに救急業務に大変支障を来しております。これが早急に解消できますようお願いをするものでございます。

なお、既存の道路は、すべて幅員が2.5メートル以下のため、全幅を4メートルに改修できますよう、早急な調査をお願いするものでございます。

ここで、竹崎町長にお尋ねをいたします。町道下村線は、山田宅を起点に下田宅付近まで約150メートル、幅員が2.2メートルでございます。町道中村線は、平井宅を起点に本山宅まで約120メートル、幅員が2.5メートル、町道白岩堤防線は、田中宅を起点に中本宅まで約100メートル、幅員が2.5メートルでございます。町道干崎線は、林田宅を起点に中島宅まで約300メートル、幅員が2.3メートルと、非常に狭い道路でございます。よって、早急な調査をお願いし、これが一日も早い着工へとつながりますようお願いするものでございます。

次の第3点は、人事評価制度についてであります。芦北町は、近年厳しい財政状

況の中で、他町村に先駆けて平成17年度から21年度まで、第1期芦北町行政改革を実施し、素晴らしい実績を修めておられますが、さらに平成22年度から26年度まで、第2期の行政改革を推進し、実施中であります。この行政改革と並行して、独自に職員の人事評価制度を取り入れ、課並びに係の組織の活性化と、職員一人一人の意識の向上を図り、2万町民の福祉の向上に役立たせておられることは誠に素晴らしいことと思います。

そこで、竹崎町長にお尋ねいたします。この人事評価制度を実施しておられますが、将来、職員の給料等に反映されるのかどうかお尋ねをいたします。

次の第4点は、学童保育の助成についてであります。芦北町管内の小学校の児童は、5月1日現在で、低学年277名、中学年283名、高学年293名、合計で853名の児童数であります。この低学年の子どもたちと中学年及び高学年の一部で、学校体育や部活並びにクラブ等に入っていない児童が、家に帰っても家族や友達が誰もいないということで、この学童保育に御世話になっているというのが現状であります。特に近年は、このような夫婦共働きが多い中、学童保育事業に対する理解と協力がますます必要になってきております。どうか今後とも、町御当局の御指導をよろしくお願い申し上げます。

そこで、竹崎町長にお尋ねをいたします。現在、小学校・幼稚園・保育所で、学童保育に通っている児童は何名いるのかお尋ねいたします。次に、学童保育を実施している小学校・幼稚園・保育所の数はどれほどなのか。この学童保育事業に町の助成金を増やして、保育園の保育料を安くできないかにつきましてお尋ねを申し上げます。

以上で、私の質問を終わりますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。ありがとうございました。

議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 宮内議員の質問にお答えをいたします。

まず、白岩地区強制排水ポンプ関連のお尋ねでございますが、白岩地区の排水対策につきましては、御発言にありましたように、平成23年5月に白岩下地区に排水機場を新設し、上地区には排水ポンプ2台を設置完了しております。現在は、排水機場までの導水路の整備を実施しており、今後も引き続き、地区内の排水対策を進めてまいります。

次に、白岩地区町道4路線の改修についてでございますけれども、地区内4路線の道路改良につきましては、町民の方々の安全・安心を確保することが生活を支える基盤づくりの基本でありますので、現地を確認して対応したいと思っております。

続きまして、人事評価制度であります。平成19年度から職員の人材育成を目

的とした人事評価制度を実施しております。3年間の試行期間を終え、平成22年度から本格導入を行っております。職員の給料等への反映につきましては、前年度の評価結果を基に、今年度の勤勉手当、昇給に反映させたいと考えております。

続きまして、学童保育の助成についてであります。学童保育の助成につきましては、所管の教育長から答弁いたします。

なお、残余の質問事項につきましては、担当課長から答弁させます。以上であります。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

小学生学童保育児童数は48人です。なお、生涯学習課担当の湯浦小学校と計石小学校2校で実施しております放課後子ども教室登録者は35人でございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 山口建設課長。

建設課長（山口純志君） おはようございます。

宮内議員の質問1番目のことについてお答え申し上げます。白岩地区の今後の排水対策につきましては、排水機場までの導水路が2カ所ほど土水路になっております。この土水路で排水の流れを悪くし、越水の原因となっておりますので、この土水路の改修を計画しております。また、馬込川の断面が部分的に狭くなって越水し、家屋に被害を与えておりますので、河川改修も計画的に進めていきたいと思っております。

次に、2番目の白岩地区町道4路線の改良につきましてですが、すべて4メートルの道路改良は、現地を確認した結果、ちょっと困難ではなかろうかと思われませんが、局部改良工事及び側溝整備工事等を含めたところで、全体的な町道改良事業の一つとして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

福祉課長（大岩憲治君） 4番の学童保育の助成についての質問の でございます。

学童保育を実施している小学校・幼稚園・保育所の数はということでございますが、福祉課で担当しています放課後児童健全育成事業の学童保育は、田浦福祉センター、順光育児園、育児園すくすくの3施設で実施しております。

の件ですが、補助金等の助成と個人の学童保育料については、3施設のそれぞれの実情を考慮しまして、今後検討いたします。

以上です。

議長（藤井公明君） 宮内君。

3番（宮内道則君） まず、最初の白岩地区強制排水ポンプについて、6月と7月の3回にわたり発生した梅雨前線集中豪雨に対して、今後どのような対策を考えておられるのかとの質問に対し、町長より素晴らしい御返答・御答弁をいただきましたので、また担当課長より、馬込川の河川改修や排水路等の導水路の整備等を行っていきたい旨の御答弁等もいただきましたので、今後現地調査をされまして、大変また自然のいろんな豪雨等もごさいますので、今後ともよろしく御指導を賜りますようお願いしまして、この件につきましては答弁を終わります。

次の、白岩地区町道4路線の改修については、4路線とも幅員が狭く、緊急自動車等の通行に大変支障を来しているもので、早急な改修ができないかとの質問に対し、町長並びに課長より、いろんな内容等の素晴らしい御意見をいただき、まず財政的にも厳しい町財政であると思えます。4路線とも局部的な改良等も含めまして、今後取扱いをしていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

それから、3番目の人事評価につきましての質問であります。これも人事評価を実施しておられることに対してですね、将来、職員の給料等に反映できるのかという質問に対し、町長より大変前向きな御答弁をいただき、本年度の勤勉手当等から反映をしたい旨の力強いお言葉もいただきましたので、これにつきましても質問を終わります。

それから、最後の学童保育助成についての と の質問につきましては了解をいたしました。次の の町の助成金を増やして、保育料を安くできないかという質問に対し、ただいま御答弁がありましたように、各福祉施設等のいろんな内容のですね、保育園等の施設に対して助成をされておられるようでございます。課長からも今後そのようなことですね、大変検討、協力したい旨の御答弁をいただきましたが、今一度、課長の方からですね、大体いつ頃を目途にそういうような対策をしたいのか、分かりましたら一言御答弁をいただいて終わりたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

福祉課長（大岩憲治君） 今後の検討ということでございましょうか。これについては、現在、もう実施中ですから、平成24年度までは検討いたしまして、もしできるのであれば、24年度の予算に反映させていただきたいなあと考えております。以上です。

議長（藤井公明君） 宮内君。

3番（宮内道則君） ただいま課長の方から、大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。大変町財政も厳しい中ではございますが、是非、保護者

のために少しでも保育等に安くなるような考え方で実施いただきますと幸いですので、今後とも御要望をお願いしまして、私の質問はすべて終了いたします。

ありがとうございました。

議長（藤井公明君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

12番（川尻成美君） おはようございます。

この度、9月定例議会におきまして、私は通告しております3つの問題について質問をいたします。

1つは、自然エネルギーへの取り組みについて、2つには、（仮称）女島活力推進センターの建設場所と管理運営方法について、3つには、女島埋立地への企業誘致を含む基本構想についてであります。

本年3月11日、東日本大震災が発生、地震・津波による死者・行方不明者は、現在2万200名余の尊い命が亡くなり、甚大な被害をもたらしました。御冥福を祈り、早い復興を願っておりますが、併せて福島原子力発電所における原発事故は、未だ復興の目途が立たず、放射能被害が国を揺るがす大問題となって、改めて原発の怖さを痛感させられております。原子力発電の是非は別として、原発事故による電力不足が懸念され、全国の国民の節電の意識も高まり、自然エネルギーへの取り組みが大きくクローズアップをされております。そして、去る5月25日には、孫正義ソフトバンク社長提唱によります自然エネルギー協議会の設置準備の会見が行われ、7月13日にはこの協議会の設立がなされたと報道され、自然エネルギーの普及拡大に向けて、電田プロジェクト促進の柱に据えることが発表されました。また、私が購読しております月刊誌、こういう月刊誌がありますが、地方議会人8月号の内政レポートの記事に、「全国35道府県自然エネルギー協議会、休耕田で大規模太陽光発電」の見出しで記事が掲載されておりました。その35道府県の中に熊本県も加入しております。

そこで、質問の第1点は、本町としての自然エネルギー確保への取り組みについて、町長はどのような基本的認識をもち、どのような考えをもっておられるのか質問をいたします。

第2点は、本町も750ヘクタールを超える耕作放棄地があると聞いております。この耕作放棄地の活用策の一つとして、自然エネルギーによる施設、いわゆる太陽光発電システムや風力発電等の整備に取り組む考えはないものか質問するものであります。

次に、第2の問題、（仮称）女島活力センター建設場所と管理運営の方法についてであります。本年度の施政方針と予算大綱説明の（2）人にやさしい快適なまち

づくり、生活福祉部門に掲げてあるように、環境福祉モデル地域づくり推進事業として、(仮称)女島活力センターの建設が本年度秋には工事入札がなされ、年度内には着工し、平成24年6月は完成の運びとなりました。8月より供用開始の予定となっております。この施設の隣接地は、県の使用地として、埠頭用地となっております。一昨年、県の工事によりまず浚渫工事が行われ、埠頭用地となる場所が舗装されたのであります。調査したところ、計石港に現在ある荷揚場が老朽化したもので、移転するとのことでもあります。急遽、近隣のみかん農家の方々や住民の方とともに説明会を開くよう、県・町当局に要請をしたのであります。女島地区の2カ所で説明会が開かれ、砂・砂利の野積み場の予定と説明があったわけでありませぬ。これに対し、住民の参加者からは、荷積みの際の埃やごみ、強風により被害、また搬入・搬出によるダンプ等の交通災害等が予想されるとの苦情が出されたのであります。特に、建設予定の女島活力推進センターに隣接しており、環境上、悪いのではないかなど、いずれも活発な意見が出され、県当局の担当者、また本町の担当者に、持ち帰り、検討をするように申し入れたのであります。

そこで、質問の第1点は、女島活力センターの建設予定地の隣接地に、この県用地は埠頭用地となっております。町として、これまでどのような認識で、どう対応されてきたのか明確にされたいのであります。

次に、この女島活力推進センターの施設は、行政主導型ではなく、基本構想から実施設計にいたるまで多くの時間を費やし、会合を重ね、地域住民の意向を取り入れた施設であると理解をしております。現在、施設運営方法に関して、女島開発委員会が母体となって協議を進めてきておりますし、今後煮詰めていくこととなります。ところで、聞くところによりますと、指定管理者方式による管理を町当局は考えているとのことでもあります。担当課として、指導や誘導をされてきているようですが、指定管理者制度は難しい問題も予想されておりますので、女島開発委員会が携わっていくとは思いますが、私は館長も含め、公募型による方法が総合的に見て適当であるのではないかという考えをもっておりますが、町長の考えを質問するものであります。

第3の質問は、女島埋立地への企業誘致を含む基本構想についてであります。この女島埋立構想は昭和53年に始まり、平成17年に埋立整備事業が完了しております。3代の町長が関与され、その間に紆余曲折ありながらも、やっと竹崎町長の代になって、施設建設が実現し、女島地区民も大変喜び、期待をしている事業であります。これを機に残された公有地の利用計画策定にあたって、企業誘致も含め、どのような基本構想を立てておられるのか質問するものであります。

以上、3つの問題について質問しましたが、町民、特に女島地区民が大きな期待

と関心を寄せている施策でありますので、町長の責任ある明確な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

まず、自然エネルギー確保への基本的認識等々でございますが、3月11日の東日本大震災によります東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、農業や漁業等の第一次産業をはじめとし、製造業、観光産業等にいたるまで、多大な打撃を受けるなど、未曾有の被害が発生しております。原子力発電に重きをおいた電力供給の見直しが迫られる中、自然エネルギーの普及拡大を図ることによりまして、中・長期的に原発依存度を下げる必要があると認識しているところであります。

続きまして、耕作放棄地の利活用についてのお尋ねでございます。芦北町には御指摘のように750ヘクタールの耕作放棄地があり、そのうち591ヘクタールが農地への復活が困難だろうと判断されております。この耕作放棄地のほとんどが急傾斜地や湿田で、区画形状もいびつで分散している実態です。言い換えれば、小口分散化している農地を集約化できないから耕作放棄地に陥っているわけでありまして、ここを発電所として利用することは、事実上、困難だと認識しております。

続きまして、（仮称）女島活力推進センターに関するお尋ねでございます。隣接地は、御指摘のように、県港湾荷揚場用地であると承知しております。対応につきましては、芦北地域振興局土木部に対しまして、女島活力推進センター建設計画を詳細に説明をし、荷揚場整備にあたりましては、センターに配慮した環境対策を講じていただくよう申入れをしているところであります。管理運営につきましては、直営方式と指定管理者方式の二択となるわけではありますが、その中の指定管理者方式はさらに公募方式と公募によらない方式に分かれております。平成20年度から地元の意向に沿って検討されてきた経緯を鑑みますと、基本的には指定管理者の公募によらない方式、すなわち地元団体組織に管理運営をお願いすることが自然なことと思われまますので、その方向で県と調整をしているところであります。

続きまして、女島埋立地の公有地利用計画等々についてのお尋ねでございますが、公有地利用計画は地方港湾佐敷港女島地区として、港湾機能の拡充、地場産業の振興、地域コミュニティの創出を目的として、当初のとおり、変更はありません。公共施設用地にありましては、一部を女島活力推進センターの建設を進めているところでございます。

なお、残余の質問事項につきましては、担当課長から具体的に答弁させます。

以上であります。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 女島埋立地の利用計画等々についてでございますが、現在、先ほど町長からお話がありましたとおり、目的に基づきまして、町の取組みとしては、パンフレット等を作成をし、関西、関東、九州方面の企業1,700社へ平成21年度からアンケート調査の実施、及び有力な情報があった企業へ訪問し、積極的に誘致を行い、これまで関心がありました5社が現地調査をしていただきましたが、基本的には進出までには至っておりません。今後とも積極的な、このような業者に対し、誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 残余の答弁は、商工観光課だけでよかったですか、町長。じゃあいいです。

自然エネルギーへの取組みについてでございます。御承知のとおり、議員各位におかれましても、報道等で活発な自然エネルギーへの取組みが今加熱しております。NHKのこの前あった番組におきましては、外資系の産業が今、被災地のところに、ソーラーシステムの会社でありますけれども、そういう会社ですね、本当、進出をビジネス的な感覚で行っておりますが、今まで我々、この震災は石原都知事が失言ということで、後で不評をかいましてけれども、私自身も天災じゃなくして人災というような形の、それはなぜかという、地球全体がやっぱり高度成長に向けての余りにも自然を阻害した、そのつけがこういう地球が悲鳴を上げているんじゃないだろうかと。自然の大事さ、自然に感謝することを周知してこなかったことも、この根幹にはあるんじゃないかというふうに私自身も考えておりました、電力に依存した生活、当たり前の生活が今見直されていくべきというふうに思います。そういう中で、CO₂削減問題もありますが、本町でもですね、太陽光発電には今回の補正予算も追加補正を行われております。調査をしたところによりますと、大体4キロワットの太陽光発電でありますけれども、ほとんど夏場は電気代が太陽光だけでいいというような形でありますし、我が家もオール電化でありますけれども、大体、土日を除いて、昼間はおりませんので、6人家族で大体2万円ぐらい電気代がかかるんですけども、それが太陽光発電を付ければ、やっぱり要らないという形で、大きな今ブームになっており、当初予算でありました、この住宅用のあれが23件は消化して、あとまた追加されたということで、非常にいいことだろうと思えますし、併せて県・国も補助が1キロワット4万5,000円ほどありますので、大体キロの60万円ぐらい設備がかかりますけれども、それには3分の1ぐらいの補助が来るんじゃないかというふうに思っております。そういうふうに、住民においてもそういう意識が高まっており、行政としてやはり取り組むべきことは取り組

むべきではないだろうかというふうに考えておりますが、休耕田においてはですね、私も立地条件として750ヘクタールあるとは聞いておりましたけれども、急傾斜地とはみかん畑とか、そういうことでありますが、風力発電とか、今後そういう風による自然エネルギーのことも各地でやられておりますが、これに対して今の町で取り組む太陽光発電の住宅用の補助以外にですね、何かこの自然エネルギーに対してですね、取り組む構想があれば、町長、お聞かせいただければと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） エネルギー対策につきましてはですね、基本的に私はこれはもう国策すべきというふうに認識をしております。地方自治体が取り組む施策としては、あまりにもこれは難しい事業でもあるわけでありまして、やはり国家100年の体系に立って、国がどう方向を示すかということが大事であろうかなと思っておりますが、ただ、地方でできることは地方でやろうということで、先ほど御発言があったような事業にも取り組んでおるところであります。他の取組みにつきましては、後ほどのですね、坂本議員の質問にも盛り込んでございますけれども、風力エネルギーの確保につきましてはですね、合併前から旧田浦、旧芦北町、すでに取り組んでおりました。町内各地で風力のテストをやっております。秒速5メートル以上、年間平均して風が吹かないとその目的にかなわないということでございまして、いずれもですね、大関山の一部でその秒速5メートルを超えておりますけれども、あとはすべて下回っております。旧両町時代にその事業を断念した経緯があるわけございまして、今後は少ない風量で発電が可能なですね、技術開発も行われているやに聞いておりますので、そういったことも国・県等のですね、方向を見定めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） もちろん地方自治体としてはですね、大変費用がかかる事業でございますので、そのとおりだというふうに思いますが、再生エネルギー特措法も設立してですね、今後の推移が見込まれるわけありますので、その点についてもですね、何かいい国策であればですね、地方自治体としての取組みも考えていただければというふうに思っておりますが、県がこの協議会に参加に手を挙げたということで、各熊本県の市町村にそれなりの照会等があったかと思っておりますが、あったんですかね。県は何もなかったんですかね。それをちょっとお尋ねしておきます。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） その件につきましては、今年の6月に県の新エネルギー産業振興課から、対象としては敷地面積が5ヘクタール以上の市町村有地及び民有地で、未利用地ということの照会がありました。そのために、そのような町の方

で調整を行いまして、現在、女島埋立地のいわゆる17ヘクタールから県有地を引いた残り、また今、女島活力センター等ですね、面積を引いた残りの約10ヘクタールをその候補地として手を挙げたところでございます。

以上です。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） 同じように、農林水産サイドの方から、県の方からも、こちらの方にも照会が来ておりまして、それにつきましては、再利用、もう農地に復元不可能な農地で、2ヘクタール以上まとまりがあるところの調査がまいっておりまして、それにつきましては、甘夏園であったところの廃園、急傾斜地がほとんどなんですけれども、それについて2ヘクタール以上とれるところが6カ所くらいはありますということを報告はしております。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） そういうことで、制約もあるようでございますが、該当するところがあるようでございます。私も女島埋立てにしるですね、今、企業誘致等が困難であれば、一つの施策に上げてもいいんじゃないかなあというふうに思っておりますし、また休耕田のみかんの廃園というのは、非常にこれはいいのではないかなあというふうに、ほかの田畑ですね、休耕田はもうそれをしますと、あと全然何も手を付けることができませんので、せめて今6カ所あるという、課長の答弁でありましたので、できることならですね、いろいろと制約、補助の問題、経費の問題がありましようが、検討余地に入れてもらえればと思いますが、町長、いかがですか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 川尻議員の自然エネルギーに対します考えと、私は気持ちを同じくしておりますので、検討してまいりたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） それでは、第1の質問は終わりました、次の質問に移ります。

建設課長の方もこの件については、懇談会等のときには出席されておりますので、持ち帰ってもらって、町長との協議で今そういうふうになったと思っておりますし、三行政区長の方にもそれなりの推移は何か報告してあったような感じで聞き及んでおりますけども、やはり県の埠頭用地としてあった場合に、唐突として、ああいう浚渫舗装がなされたものですからですね、事前の話があればよかったですけども、そういうことで非常に地域住民の方も、特にみかん農家には被害が及ぶ問題であるということでもあります。よって、今後の対策に対しては万全を期してですね、被害がないように、また代替ができないのならばですね、万全な対策をとって、環境被害

がないように進めていっていただきたいというふうに思います。その都度、報告をいただければと思いますので、この点についてはよろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、この（仮称）女島活力推進センターの建設においては、平成17年度女島地区から出た陳情書によって、今度は所管が変わりましたが、そのときからですね、非常に意欲的に町の方も考えてもらいまして、地域密着型の構想を練り、今日に及んだわけでありまして、非常に有難いものだなあというふうには思っておりますが、しかし私が一番懸念しているのが、今回のこの施設は非常に環境省からの1億円の補助等もありましてですね、今ある指定管理者制度の芦北町における指定管理者制度の施設とはちょっとグレードが違うんじゃないかなというふうに、荷が重すぎるんじゃないかなというふうに私は理解をしております。多分、報告も会計検査等で、建設の会計検査もさることながら、運営に対しては、町当局だけでなくして、国の補助金をもらっておりますので、やはりその報告も随時しなければいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、公募型は非常にやはり、公募型じゃなくて、地域に今地元優先の方でしていただくのは、非常に嬉しいんですけども、私もこれに関わってきた一人の地区住民であり、この開発委員会の顧問という形で入ってきている以上はですね、この事業が運営するにあたってですね、地域づくりは自分の自らのですね、汗をかいていくわけですけども、それには事務的に対しても、運営のいろんなノウハウについても、少々重すぎるんじゃないかなあという形で、せめて館長ですね、指定管理者の契約は今の団体がしても、館長は利害関係のない、やはりそういう地域づくり、福祉、環境等に精通したパイプのある方を入れれば、非常に指定管理者とするこの女島開発委員会、まだ決定は議会の議決が要りますが、この方々の方がですね、運営が非常にしやすいんじゃないかというふうに思って、今日の質問になったわけですが、そういう点は今後、環境省の補助等を受けておりますので、そういう報告等に関しては、どういう今後の推移はなっているのでしょうか。

議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 館長につきましては、一般的には指定管理者において決められるものと考えております。一方、図書館とか博物館といった特殊な施設の場合においては、館長や学芸員を除く業務を指定管理者に委託するケースもあるというようなことでございます。しかし、本施設の場合は、施設の性格上ですね、先ほどからおっしゃられております、地元で計画されて、地元で運営していくというようなことを考えておりますので、館長を含む管理者の指定が最良と思われるので、館長の公募については、現時点では考えていないところでございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） そこでですけれども、今、非常に意欲的に開発委員会もやっておられますので、それは承知しておりますけれども、私がこの前も一般質問したように、指定管理者制度というのがどうあるべきかという形の中です、やっていかなければならないものですから、私が冒頭、町当局が指導、誘導をされてきましたということの表現をいたしました。あなたたちがするものだよという誘導が非常に強かったものですから、私はそれに自分たちがもうするものだというふうに理解しておられるのはもう当然のことです、事務的なこと、運営の企画・立案、最初提出する計画書、そして1年後の経過報告、そういう無理難題はあまり説明は今までもしてないような感じがいたします。今後ですね、そういう形です、行政の指導・誘導が私は非常に必要になってくるんですよ。だから、私はこの前、課長も来ておられましたように、行政としての安易な発言はやめてくれということ、もう2、3回申したわけでございます。町長にどういう方向をですね、報告してあるのか分かりませんが、そういう形です、今後、運営委員会、運営方法に対しての協議というのはやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 行政としての安易な考えというようなことですが、女島地区にもですね、町の職員とかおりますので、この町の職員の活用とかですね、そういうのをしっかり、また担当課としてもですね、しっかり地元を経営的なことも指導していくというようなことで今後詰めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） あまり深くは申しませんが、会議の内容等であったことは、要は、ある方が言いましたが、どうせ契約して3年して、運営が行き詰まれば町に返せばいいんだからという意見もあるわけですよ。そういうことで引き受けるなど、私は強くみんなに言ってるんですけれども、要するに、全部町が予算負担はするんですからというような発言を、私は安易な発言ということでは申しませんが、最少の予算で最大の効果を出す、無駄を使わないのが行政マンのあり方であり、行政の最たる根幹でありますので、その点を十分考慮しながらですね、住民にも時には厳しいことを言いながら、そして全面的にバックアップするのは全面的にバックアップする、そういうことをするのが町長、筋じゃないだろうかとは思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 先ほど来、指導・誘導という御発言がございますが、私の方もつぶさにその都度、報告を受けておりますが、いわば慣れない方々に対するですね、助言、提言であったというふうに思っております。そして、このセンターの設置の目的、いろいろございますけども、まずは水俣病に対する正しい認識をもってもらう、そして人事の交流を図りながら、地域の再生に取り組むということでございまして、そういう意味ではやはり地元中心、おらが施設だという気持ちを強くもっていただいて取り組んでいただくのが、私はベターであると思っております。しかし、そういう御意見もございましたので、今後、環境省とも協議する機会もございますので、より良い経営のあり方について、環境省からも助言をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） そのように今後ですね、また運営しているわけじゃありませんので、今後、供用開始に至るまでですね、私もこれに関わった地域住民の一人として知恵を出していくのはお約束をしたいというふうに思っております。

次に、第3点ですけれども、これが女島埋立地の当初のですね、配置図ですよ。これと構想は変わっていないという、ただ変わったのが水産施設用地の方が、町の方が取得をされましたので、そういうふうに大きくなったわけですけども、さっき課長の方が公有地の方の休耕地といいますかですね、は女島の方も10ヘクタールぐらいはあるからというようなことを言われましたが、いろんな地域住民も営農団地にしてもいいんじゃないのだろうかとかいう、企業誘致が困難であればですね。そろそろもうこの女島活力センターの供用開始を機にですね、この構想を本格的にやっぱり企業誘致のみならず、そういう形にですね、やるべきではないだろうか。また、地域住民の雇用も考えた中での施設なりすべきじゃないだろうかというふうに思いますので、町長、その太陽光発電の候補地の施設の一つとしても含めてですね、町長の考えをもう一回お願いしたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 埋立地の処分制限の規制期間について触れていただいたわけですが、竣工認可日から10年間となっております、このまま推移しますと、平成25年秋以降にですね、この処分制限が解除されるわけがあります。しかし、それ以前も特例措置で用途変更は可能ではあります。相応の理由根拠が必要になるわけですが、自然エネルギー等々の活用についてもですね、その対象として検討は進めてまいりたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） そういう前向きな考えでですね、この活力センターを機に構

想をさらに具体的に進めていただくよう切に切望して質問を終わります。

議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本君。

1番（坂本 登君） 皆さん、ご苦労さまです。

日本共産党の坂本登です。

質問に入る前に、先日、竹崎町長の御母様が亡くなられましたことに対し、御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

さて、日本は、今、民主党菅政権から野田政権に変わり、新内閣が今日にも決定しようとしています。東日本大震災、福島原発事故と、相次ぐ震災からの復旧・復興など、待ったなしの課題に直面する中で、多くの町民の中に、日本は今度どうなるのか、また暮らしはどうなるのか、大きな不安が広がっています。私は、町民の命と暮らしを守るために、皆さんと力を合せ、全力で頑張る決意です。どうぞよろしく願いいたします。

東日本の巨大地震、大津波、東京電力福島第一原発事故の経験から、教訓をしっかり掴み、今後の行政に活かすべきだと思います。今回は、エネルギー問題、地域防災計画、自然環境破壊がもたらした水俣病について、いくつかの提言もしながら質問をいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故で、放射性物質が放出され、半径20キロ以内の住民は全員避難させられました。放射線被爆の恐れがあり、人が住めなくなる可能性があるからです。その結果、地域が崩壊し、人々の生活がずたずたに切り裂かれてしまいました。福島第一原発事故と今日に至る経過は、安全神話を前提に進められてきた原子力発電を中心とするエネルギー政策が完全に破綻し、原発に依存しないエネルギー政策への転換が強く求められてきています。原子力に変わる再生可能エネルギーの資源は国内に十分あります。資源エネルギー庁や環境省の推計によっても太陽光発電以外にも水力発電、地熱発電、風力発電、バイオマスなど、主軸を担い得る資源は十分であると発表し、原子力発電を上回るエネルギー開発が展望できるとしています。これまでのような電力会社などが進める利潤追求型の大規模集中型の電源立地、遠距離高電圧型の電力供給システムとは異なり、自治体な

どによる身近な再生可能エネルギーを活かした分散型地産地消のエネルギー供給システムづくりは既に始まっています。今こそ危険な原発から撤退し、再生可能エネルギーの導入を図る技術開発、制度確立などを実行できることから、実現に向けて前に進むときではないでしょうか。

最初の質問に入ります。原発から撤退し、自然エネルギーの活用について、2つの点をお尋ねいたします。

1番目は、5月11日、熊本県の蒲島知事は知事定例記者会見で、「安全神話というのが今回崩れたと思う」と述べています。また、「原発の話が来ても、それは拒む考えか」と記者に聞かれ、「新しく立地する場合に、日本全体の民意がそうではないか」と発言しています。芦北町の6月議会で、私が竹崎町長に対し、「原発の安全神話について、どのように認識していますか」と尋ねたのに対し、「安全神話はないと思う」と答弁されました。福島第一原発事故発生から半年近くが経過した現在も、その認識は変わっていませんか。町長の答弁をお願いいたします。

2番目は、福島第一原発事故後、全国に脱原発の方向で再生可能な自然エネルギーの活用が新たな産業に発展し、雇用の場の拡大としても重視されてきています。芦北町が早くから重視し、取り組んできた住宅用太陽光発電システム設置費補助事業が脚光を浴びています。これまでの住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の推移と年度別の利用件数、予算措置などをお答えください。また、町として、今後、地域に依拠して、いろいろな再生可能な自然エネルギーの活用、取組みに対する支援措置や補助事業を考え、強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問に入ります。地域防災計画の見直しについて、3つの点をお尋ねいたします。

第1は、6月議会で林田議員と私の防災計画の見直しについての質問に対して、町長は熊本県地域防災計画検討委員会において、原発事故を含めた地域防災計画の見直しが行われている。今後、国・県の計画を見ながら、芦北町地域防災計画に反映させていきたいと考えていると答弁されました。東日本大震災後、熊本県の防災計画は、地震の規模、津波の大きさなどを含め、主にどのような点が見直されたのですか。また、各自治体に対し、具体的な国・県からの指示があったのでしょうか、お答えください。

第2は、国・県の防災計画を見ながら、芦北町地域防災計画の見直しについては、どの程度進んでいますか、進捗状況をお答えください。

第3は、芦北町地域防災計画の見直しの際は、地域の特徴、地域のつながりの活用など、幅広い潜在力を引き出すことが重要だと思います。行政、消防、地域組織及び各種団体などの代表や、各地区の住民の意見も十分取り入れた計画を作成するべ

きだと思いますが、いかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。

最後の質問に入ります。昨年5月から受付開始された水俣病特措法に基づく、熊本、鹿児島両県の申請者数が7月末現在、4万5,162人に上ることが発表されています。この数字はその被害の実態がいかに広範囲で深刻であったかを物語っていると思います。水俣病被害者救済特別措置法のさらなる周知徹底の問題について、2つの点をお尋ねいたします。

第1は、水俣病特措法では、申請受付終了期日は明確になっていません。しかし、一定の経過や措置を見た後、早めに申請を終了する可能性があります。芦北町では、同じ町内に暮らしながら、対象地域と対象外地域があり、対象外地域での特措法の周知は立ち遅れていて、被害者救済にも格差があると思います。特措法に基づく申請が続いている間に、一方的に申請申込みを締め切ることがないように、国・県に強く進言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

第2は、日本共産党芦北支部として、8月の初めに、町内2カ所の水俣病特措法の対象外地域で、公民館を借りて、特措法の説明会を行いました。地区住民の方々にたくさん集まっていただきました。その中で、水俣病特措法の内容をお話しましたところ、その後、かなりの方が申請、検診をしたいとの申し入れがありました。これらの地域の人々は、山間地に住んでいる人たちです。共通して言われたことは、その当時は、田浦から行商の方が毎日魚を運んで来ていた、タンパク源が少ない時代、汚染されている魚とは誰も知らずによく買って食べていた、水俣病の特徴的症状はみんな共通して持っていると言ったように答えておられました。私は、これらたくさんの方々の声の声を聞き、町として山間地の人々を決して見捨ててはならないと強く思いましたので、町長にお尋ねいたします。町として、もっと積極的に対象外地域の住民の方々に対して、水俣病特措法の内容を周知徹底する対策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

以上をもちまして、本壇からの質問を終わります。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まず、原発の安全神話につきましては、安全神話はないと思うという考えについては、いささかも変わっておりません。

次に、合併後の本町における住宅用太陽光発電補助制度は、平成17年度に1年間実施されたものの、国庫補助制度が廃止された平成18年度からの3年間は事業を休止しておりました。国の補助制度が復活したのは、平成20年度途中でありまして、これを受け、直ちに本町では平成21年8月13日、芦北町住宅用太陽

光発電システム設置費補助金交付要項を定め、補助制度を復活させております。

次に、再生可能な自然エネルギーの活用、取組みに対する支援措置等についてでございますが、基本的にエネルギー問題は先般も申し上げましたように国策であります。国においては東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の重大な事故を契機といたしまして、自然エネルギーの普及等について見直しが進められ、8月26日には再生エネルギー特別措置法が可決・成立したところでございます。町としましても、このような時代の流れとなっていることを十分に認識しておりますので、今後におきましても国・県と連携し、自然エネルギーの普及に向け検討してまいりたいと思います。

続きまして、地域防災計画の見直しについてであります。芦北町の防災計画については、国・県の状況を見ながら、見直しを図っていく予定としております。なお、災害時の緊急情報の伝達手段であります芦北町防災行政無線の機能拡充等につきまして、今年度、基本計画を行うこととしております。先ほど御発言がございましたが、6月議会でも林田議員の質問で、屋外拡声器子局の設置の必要性について質問され、今後、拡充のため検討すると答弁しているところであります。

続きまして、水俣病特措法のさらなる周知徹底についてでございます。申請期限につきましては、県において、本年末までの申請状況を見て検討することとされておりますが、これに関わるすべての情報は県が管理しておるわけでございまして、それは非公開となっております。町に対しても公開されておられません。そのように、町としましては、状況を把握できない状況にあります。御質問がありました申請が続いている間に一方的に申請申込みを締め切ることがないようにということでございますので、その旨、県当局へこれは話をつなぎたいと思います。

なお、残余の質問事項につきましては、担当課長から詳細に答弁をさせます。

議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 年度別利用件数と予算措置等の御質問でございますけど、平成17年度、13件、231万500円、平成18年度は平成17年度の繰越分のみ9件、219万4,500円、平成19年度、平成20年度は事業休止でございます。平成21年度、20件、347万5,000円、平成22年度、33件、485万1,000円となっております。

次に、水俣病特措法の周知につきましては、昨年の5月1日からの受付開始以来、これまで説明会を7回開催し、広報は「広報あしきた」と「まちだより」で8回掲載することで周知の徹底を図ってきたところでございます。また、この周知は広く全町民に対しまして行っているものでありますので、今後につきましても基本的には本町全住民の皆さんを対象とした県主催の説明会等が必要と判断いたしました場

合は、適宜適切に対処してまいりたいと考えておりまして、県当局にもそのことは申入れ、了解をいただいているところでございます。

以上です。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） まず、安全神話の認識についていささかも変わっていないという答弁だったと思います。この原発は安全神話というのは、今まで絶対に爆発しない、安全なんだ、こういうことがずっと言われてきまして、国民の中にも、よもや原発がこのような事故を起こして、莫大な被害を及すというようなことは思っていなかったと思います。しかし、今回の原発事故を見て、この危険性が明らかになり、この原発は3つの点で非常に危険だと思えます。1つは、空間的にどこまでも広がる危険があり、現に放射能被害は日本列島の各地に広がりつつあります。また、時間的にもはるか将来にわたる危険があり、とりわけ子どもたちの健康被害への影響が強く懸念されており、これは何としても食い止めなければなりません。さらに、被害は社会的にも地域社会を丸ごと存続の危機に追い込んでいます。こうして原発事故とは一度事故が起こったら、被害を空間的、時間的、社会的に限定することが不可能な事故であり、このような事故は他に類を見ることができません。飛行機事故とも違うし、自動車事故とも違う、まさに異質の危険をもっていると思います。安全な原発などあり得ないことが今回の事故で証明されたと思います。原発からの速やかな撤退を決断するとともに、同時並行で自然エネルギー、再生エネルギーへの普及に取り組むことと思いますが、国策のことだとは答弁をされましたが、このへんのところを町長の御所見はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 先ほど申し上げたとおりでありまして、基本的には国策であるというふうに思っております。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） それでは、私の方の答弁が残っておりますので、お答えをしたいと思います。

2の地域防災計画見直しについての1でございます。熊本県の防災計画はどのように見直され、各自治体へのどのような指示があったのかというような御質問でございます。県におきましては、現在、熊本県地域防災計画の見直しを行っている途中でありまして、現時点では具体的な見直しの指示はあっておりません。

続きまして、2の3でございますが、計画見直しにおいては、行政、消防、各団体等の意見を入れた計画を作成すべきだというような御質問でございます。芦北町地域防災計画は、芦北町防災会議において作成することとなっております。議員の

御質問のとおり、委員には国の職員、県の職員をはじめ、関係機関のほか、議会議長、区長会など、住民の代表の方々にも委員として入っていただいておりますので、各委員の方々の意見を取り入れて作成をしております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 国策だから、今言ったとおりだというお答えでしたが、6月の県議会で蒲島知事は、「原発の安全神話は崩れた。今後、自然エネルギーへの転換が必要」と答弁をされています。また、同様に6月議会の水俣議会でも同じような答弁を市長がなさいました。国策のエネルギー問題とはいえ、芦北町の長として、この問題をどう考えていらっしゃるか、もう一度お答え願いたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） さっきの答弁と一緒になんですけれどもね、それは県といえどもですね、国の動向を見て決めていくと思うんですよ。町も同様であります。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 同じ項目に3度目となりますが、個人的見解としてもお答えはならないでしょうか。エネルギーは自然エネルギーに再生可能だという、この安全神話の認識について、危険なものだということはお答えいただきましたので、そのへんのエネルギー転換が必要だというお考えはございませんか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 原発に対する依存度を縮小しながら、再生可能な自然エネルギーへの転換は当然必要であると。それで、地方自治体としては自治体の実態に合うような対策は当然とっていくべきだろうと思います。しかし、大きな筋道というのは、国が定めて、それを先ほども川尻議員のときに申し上げましたが、やはり国家100年の体系の中でどう位置付けていくかということが重要かと思われれます。そして、ぶれない政策の中でエネルギー対策に取り組んでいくべきというふうに思っております。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 依存度を下げて、今後変換していきべきだというような思いであると。しかし、国策であるので、国策といえども、地方自治体が国にもものを言えないということはないと思いますので、今後ともそういうお考え、また近隣市町と携えてですね、この問題は国に対してもやっぱり意見、思いを言っていくという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

次に、太陽光のエネルギーの問題ですけど、芦北町は本当に、今、課長から数字をいただきましたが、今年度、昨日の予算措置でも予算額を上げて、全会一致で

予算が通りました。そのように、国の制度がこれで終わらないように、やっぱり国に言ってもらいたいし、そしてやっぱり5年、10年と、この制度を続けていただきたい、このように太陽光住宅の補助については思っております。やはり町独自だけではできないと思いますので、国にこの制度を補助金をやっぱり続くようにという形で、やっぱり国に対してもものを言ってほしい、このように思っております。

あとは、この自然エネルギーの潜在能力ですけれども、4月に環境省が発表した中に、日本の自然エネルギーは大きな可能性をもっています。現在の技術水準や社会的な制約なども考慮し、実際のエネルギーとなり得る主原料、エネルギー導入ポテンシャルは、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されています。これは日本にある発電設備の電力供給能力の約10倍、日本の原発54基全部の発電能力の約40倍にあたります。このようにエネルギー導入ポテンシャル調査というのが、環境省から4月に発表されました。だから、私たちは原発が無くなれば、エネルギーをどうするんだ、資源はどうするんだという考えがありました。国の政策がエネルギーの転換の方向に向けば、原発54基の40倍もの、日本には再生可能エネルギーのポテンシャルがあるということが環境省が発表しています。このことで、決して不可能ではありません。こういった中で、町独自で、先ほども出ましたが、耕作放棄地やいろんなポテンシャルを研究なさっているとは思いますが、この芦北町の地形に応じた水の川や谷、水量は多分に多くあると思います。小水力発電を含め、いろんな考え方ができるのではないのでしょうか。そのへんのところを、町長のお考えをお聞かせください。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 太陽光、風力、あるいは本町におきましては球磨川もあるわけでありまして、水力発電、地熱はないわけでありまして。バイオマスもございまして、等々を含めまして、本町でもそのための協議会等を設置して取り組んでいく必要があるかというふうに思っておりますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 本町芦北町は、本当に環境にやさしいまちづくりとして、早くから太陽光発電、または住宅用の太陽光、そして今年からはバイオディーゼル燃料にも取り組まれております。そして、役場の前にはグリーンカーテンも大いに育っていて、素晴らしい環境の取組みだと思っております。その上で、町おこしとして、太陽光、小水力、木質バイオマス、風力など、自然エネルギーの開発を進め、電力自給率を27%さらに高めようとしている高知県譲原町や、電力自給率160%を達成した岩手県葛巻町のような先進例も生まれています。先進的な自然エネルギー

開発を進め、新しい仕事と雇用を創出していく取組みを大いに職員の皆さんも含め、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） ただいま先進例を申されましたが、承知をしております。そういうのも含め、また海外でもですね、そういういい事例があるかもしれません。そういうのも含めまして、内外の多くの意見を取り込んでいく中で、町としてのできる対策を講じてまいりたいなと思います。

なお、前後しますけれどもですね、原発事故関係で国は恐らく今後、安全性を重視して、原発問題を取り組んでいくことかと思いますが、避けられない、避け難い問題として、中国、北朝鮮の問題もございます。ここはどんどんどんどん原発とか、あるいは核開発を進めておりますので、国内でいくら安全策が講じられても、向こうで一旦事故がありますと、偏西風に乗りまして、日本列島全土が放射能の危険にさらされるわけでありますので、これはもう国際的な問題でありますので、そのへんはきちっと御認識しておられると思いますけれどもね、大変大きな問題であるということも一つ御承知いただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 次に、防災計画についてお尋ねします。

昨日、23年度地域防災計画を私見まして、22年度とどこが違うのかというのを見比べましたところ、追加されている章が、第27節、第28節が追加されておりました。ほかの項目については、私が見た限り、文章等に違いはないように思いましたが、総務課長、どこかそれ以外に手直しをされたところがありますか。

議長（藤井公明君） 中原総務課長。

総務課長（中原豊徳君） お答えをいたしたいと思います。

議員の御質問のとおり、第27節水防計画と、それから第28節の津波避難計画を追加したものでございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 津波避難計画のところ、避難経路等は前のあれを考慮するというような感じで書いてありましたので、第9節避難計画を見ますと、ここで一番今度の震災で大事なことは、自分の命を守ることは逃げるということが一番大事だという教訓が生まれたと思うんです。だから、ここに安全な避難経路を選定し、警察官と親密な連絡を取るとともに、必要に応じて出勤を求めるものとする、ということが書いてありますが、この釜石でですね、今度の災害で、教育で中学、小学校の間で、こういうことが教育をされていまして、「津波てんでんこ」という向こうの方言でしょうか、ちょっとそのへんのところは分かりませんが、点々ばらば

らで、もう何かあったらすぐ逃げろということが徹底的に教育をされたそうです。それはどういう意味かという、家に帰って、お母さん、またはそういうのを気遣う暇があるよりもすぐに逃げる、こういうすぐに逃げた小・中学校の生徒は、今度は難を逃れて助かっています。そういった事例から、教育長にお尋ねをしたいと思います。ここは徹底的に中学生、小学生に逃げることを教育をし、お家に帰ってからも、お父さん、お母さんに一生懸言いなさい。僕は絶対に逃げる、私は絶対に逃げるから、お母さんも私のこと、僕のことを心配しないで逃げてと、そういうことを徹底して、信じてもらえないなら、信じてもらえるまで僕は逃げると言いなさいということを教育されたそうです。そういった教育環境の教え、私たちが生きている間に起こるか、または起こるか、こればかりは分かりません。そういった観点で、防災の教育を、教育の中に取り入れる考えは、教育長、ありませんか。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） 通告外の御質問でございますけれども、お答えさせていただきます。

今、教育上での子どもたちの津波時の安全確保につきましての質問でございます。校長会におきまして、先の東日本大震災を受けた直後に、各学校の避難経路、そしてまた具体的な避難場所への取組みにつきまして具体的に指示をし、そしてそこで学校現場、具体的な実践を図るように指導しております。その報告が各小・中学校の中で、今、随時来ておるところでございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 防災計画については、防災訓練も含め、実際に必ず起こり得るんだという危機感をやっぱり全面に出して指導していただきたい、このように思っております。

次に、水俣病について、もう時間もありませんので、この対象外地域、また山間地に汚染された魚が運ばれていたというのが事実であることをちょっとお伝えしたいと思います。ここに、ある田浦の行商の方が裁判中に供述をした文章があります。それを一部分をちょっと読んでみたいと思います。昭和27年、28年頃、私と夫と2人で魚の行商をするようになりました。行商に持っていく魚は、田浦の市場から仕入れておりました。田浦の市場では、奇形魚も競りに出されておりました。魚の奇形というのは、背中にこぶが出来、太くなって、しっぽのあたりは異常にやせ細っており、目玉の飛び出たものもありました。私たちは、後で仕分けをするわけですが、ボラ、チヌ、スズキ、カレイなどでした。行商は夫と2人でかごをかつぎ、芦北町の大岩あたりまで歩いて回りました。10年ぐらいはそのような生活でした

と、一部分ですが、このように証言をしています。これは紛れもなく、芦北町の大岩あたりまでということは、田浦からですから、横居木を含め、黒岩、上原、また大岩と、山間地区にも来ていた確固たる事実であります。こういうところでやはり見捨てられることのないように十分、水俣病に関して、町でも取り組んでおられます。しかし、地域の方々は私が説明に行ったところ、自分たちにはそういう症状はあっても関係ないというふうに、最初は思っていたらっしゃいました。しかし、水俣病の特徴であります10個の症状は、皆さん誰もがそういうのはあるというふうに答えておられましたし、またどなたにお聞きしても、3人の行商の人の名前が皆一致するお名前でした。だから、事実、こういう方たちが取り残される可能性がありますので、是非、町としても、まあ県の問題ですけれども、町として説明に行ってください、またこういった地域の方々に本当に周知・徹底をしていただきたい。再度、お願いを申し上げます。町長、そのへんのところ、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 水俣病問題への取り組みとしましては、健康被害を受けられた方々の救済、それと地域再生への取り組み、大きく分けると、この2つがございます。健康被害等につきましては、国・県が主体となってやっておるところでございます。町も国・県と協議をする中で、これまで広報活動は徹底してやってきておるところでございますので、さらに徹底していきたいというふうに思います。

なお、地域再生も大きな課題でございます。これに取り組まないと、前進することはできないわけでございますので、これらにも力を入れて取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（藤井公明君） 坂本君。最後にまとめてください。

1番（坂本 登君） はい。全町ですね、命、暮らしを守るとというのが、行政の一番に科せられた仕事だと思います。こういった意味で、全町取り残される人がないように、特措法のことでもあたらう限りは救済するという文言もあります。このようなことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

議長（藤井公明君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分

平成23年第6回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年9月14日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

（一括議題 = 日程第12まで）

日程第 1 認定第 1号 平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 平成22年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5号 平成22年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6号 平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7号 平成22年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8号 平成22年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9号 平成22年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第10号 平成22年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第11号 平成22年度芦北町水道事業会計決算認定について

日程第12 議案第39号 芦北町暴力団排除条例の制定について

日程第13 議案第42号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第32号 議員派遣の件

（一括議題 = 日程第17まで）

日程第15 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調

査の申出

日程第 1 6 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 1 7 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出
（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 水口 宣 之 君	14番 岡 部 恵美子 君
15番 寺本 修 一 君	16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総務課長 中 原 豊 徳 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税務課長 農 中 豊 君	住民生活課長 迫 本 文 雄 君
福祉課長 大 岩 憲 治 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 坂 梨 優 君	建設課長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼 会計室長 吉 田 茂 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教育課長 永 田 光 洋 君
生涯学習課長 寺 川 健 一 君	農業委員会 事務局長 早 川 純 一 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

議員派遣の件

平成23年9月14日

次のとおり議員を派遣する。

1. 県町村議会議員研修会

- (1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県立劇場演劇ホール
- (3) 期間 平成23年11月2日(水)
- (4) 派遣議員 議員全員

2. 議会広報研修会

- (1) 目的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 講堂
- (3) 期間 平成23年11月9日(水)
- (4) 議会広報特別委員

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

日程第 1 認定第 1号 平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 平成22年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5号 平成22年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6号 平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7号 平成22年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8号 平成22年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9号 平成22年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第10号 平成22年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第11号 平成22年度芦北町水道事業会計決算認定について

日程第12 議案第39号 芦北町暴力団排除条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第1、認定第1号「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第12、議案第39号「芦北町暴力団排除条例の制定について」までは議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、元山総務常任委員長。

総務常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員長報告を申し上げます。

去る9月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました認定第1号、「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第39号、「芦北町暴力団排除条例の制定について」、9月6日、7日の両日審査を行いました。

審査にあたりましては、予算が適正かつ効率的に執行されたか、また事業の成果はどうであったかなどを中心に、行政の効率化や次期予算編成に活かされるよう慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告します。

まず、決算状況ですが、一般会計の歳入決算総額は122億8,044万8,000円で前年度比14億8,253万7,000円、13.7%の増となっています。対する歳出決算総額は110億1,931万2,000円で前年度比6億4,194万7,000円、6.2%の増となっています。決算額増加の要因ですが、歳入については地方交付税の増額交付や経済対策に伴う国、県からの交付金の増加が主な要因であり、歳出については普通建設費など投資的経費の増加が主な要因となっています。財政指標については正常収支比率が83.4%、公債費負担比率が14.0%、実質公債費率が6.8%となっており、全体として数値が前年より好転しており、健全な財政運営が保たれております。

次に、各課所管の主な事業を申し上げます。まず、企画財政課所管の主な事業としましては白石・大岩線の民間バス廃止に伴うツクールバス運行開始や結婚支援事業、佐敷駅通路橋整備事業、国際交流など、魅力的な地域づくり、豊かな心の人づくり等の事業が行われています。また、行政組織の強化及び効果的・効率的な行政運営の確立を柱とする「第2期芦北町行政改革実施計画書」の作成、取り組みが行われています。

主な質疑として、交付税が増額された理由についての質疑に対し、国の地方支援（雇用対策、経済対策）の方針に沿って増額交付されているとの答弁がありました。地上デジタルの視聴環境についての質疑に対し、町内ほとんどの地域は完了しているが、地理的な条件等により受信できない16カ所153世帯については、平成24年度までに完了予定との答弁がありました。

また、佐敷駅通路橋整備事業で用地取得が不用額となった理由はとの質疑に対し、おれんじ鉄道用地内で建設可能となったためであるとの答弁がありました。水俣芦北地域環境フィールドミュージアム事業の実績についての質疑に対し、鶴田有機農園が土作りや甘夏の収穫体験などを実施する「地域のめぐみ体験学習事業」及

び古石緑創会において炭焼き体験や植樹体験を行う「里山体験学習事業」を行ったとの答弁がありました。委員からは素晴らしい実績が出ているので、単年度で終わらず継続して事業展開できるよう要望がありました。また、ツクールバス運行と地方バス運行補助金との対比はとの質疑に対し、産交バスの運行実績期間と町の年度区切りが違うので比較は難しいが、ツクールバスは運行補助金の50%以下で運行されているとの答弁がありました。

次に税務課地籍調査室について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、調査面積206.79平方キロメートルに対し認証面積181.1平方キロメートルで進捗率87.5%、認証までいたっていない一筆調査・地籍測量等を含めると92.0%の進捗率で、この地籍調査事業の成果が土地に関する諸行政の基礎資料として、また、境界線トラブルの防止等に多方面に広く利用されているとのことでした。

主な質疑として、測量調査の入札についての質疑に対し、総務課において指名競争入札を行っている。去年は6社、今年は7社で実施しているとの答弁がありました。筆界未定の説明についての質疑に対し、地元説明会や一筆調査の現場等で関係者に行っている。境界線紛争については当事者同士で解決するよう指導しているとの答弁がありました。また、調査終了の時期についての質疑に対し、平成25年度に完了するとの答弁がありました。

次に税務課について申し上げます。

平成22年度の町税収納額状況は、現年課税分調定額14億7,693万4,353円に対し、収納額14億5,597万7,185円で98.58%の徴収率となっております。また、滞納繰越分は、調定額1億357万6,624円に対し、収納額は1,667万1,328円で、16.1%の徴収率となり、合計で前年度比調定額が1,684万884円の減、収納額が1,915万3,946円の減となっております。調定額・収納額減の主な理由としては、個人町民税で、団塊世代層の退職や失業者の増加等が考えられるとのことでした。また、収納率低下防止のために、口座振替奨励、自主納税意識の確率と訪問徴収体制の強化に努めたということでした。

主な質疑としては、款19諸収入の延滞金予算額1,000円に対し実績が大きいとの質疑に対し、平成22年度予算までは1,000円で計上していたが、平成23年度予算からは実態に合った予算額を計上しているとの答弁がありました。滞納に関して、その対策や差し押さえについての質疑に対し、対策として新規を増やさないよう早期の対応を図り、滞納支援システムの活用による町外の実態調査・給与・預貯金の調査によって、納付書送付や少額でも差し押さえを行っているとの

ことでした。また、生活に困窮している場合は、滞納処分の執行停止を行い、3年間の状況を把握する中で不能欠損処分を行っているとの答弁がありました。

次に議会事務局について申し上げます。

歳出決算の中で、不用額については、委員会研修視察を合同で行った結果、費用弁償や随員職員の旅費に減を生じたという説明がありました。

主な質疑としては、議長交際費に関して、議長の県町村議会議長会会長就任に伴う交際費の増はあるか、また、議長交際費の公開を考えているかとの質疑に対し、県町村議会議長会会長就任に伴う交際費の増は考えていない。公開については今後検討したいと答弁がありました。また、視察研修よりも議会の活性化のために独自の勉強会をすべきだと思うがという意見に対し、以前は町・郡単位でやっていた時期もあった。現在は県外視察研修をしている。今後検討したいとの答弁がありました。

次に基幹支所について申し上げます。

職員7名体制で、利用者の利便性の向上と迅速なサービスを掲げ窓口業務が行われております。主な質疑としては、基幹支所の空室の利用状況と、今後の修繕計画についての質疑があり、たまに3階会議室は利用されているが、2階部分の利用はない状況である。また、修繕計画については基幹支所庁舎の耐震補強が必要との答弁がありました。

次に総務課について申し上げます。

はじめに議案第39号「芦北町暴力団排除条例の制定について」では、平成23年4月1日に熊本県暴力団排除条例が施行されているが、県の条例が及ばない部分について町の条例を制定するものであると説明がありました。

主な質疑としては、基本理念や、芦北町に反社会的集団はあるかとの質疑に対し、総合的には、町の事業において暴力団を排除すること。少年の教育、警察からの情報提供や町の支援等、町民の方にも意識付けしてもらおうということを基本理念としている。芦北町には暴力団組織はないが、以前は所属していた者がいたとの答弁がありました。

また、自主的に暴力団に対したときの保護についての質疑に対し、町のみでは難しいので警察と連携して行いたい。この条例を制定することにより理念的な方向付けをし、場合に応じて対応したいと答弁がありました。町の発注工事において暴力団介入はないかとの質疑には、ないとの答弁でした。今後、町内に侵入した際には、効力を発揮するのではないかと思うが、情報収集等留意してほしい、いい条例であるとの意見があり、議案第39号「芦北町暴力団排除条例の制定について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に総務課の事業について申し上げます。

男女共同参画計画の推進事業、交通安全対策事業、防犯対策事業、災害対策の強化事業、人事評価制度の運用、職員研修事業、区長会、入札・契約事務事業、庁舎維持管理事業、広報誌等の発行、電子計算機管理、その他選挙事務などが行われております。

主な質疑は、区長会の質疑は通告制になっているのかとの質疑に対し、会議のスムーズ性もあるが事前に質疑を集約し対応している。緊急の質問・要望にはその都度対応していると答弁がありました。窓口業務の接遇についての質疑に対し、接遇の質を上げていきたい。今年も研修を予定しており、親切丁寧な対応を心がけたいとの答弁がありました。

防災対策に対しての質疑では、屋外拡声機を、海岸線を中心に設置するとのことだが、町全体を見据えた計画が必要であるし、現地の声を聞くために移動無線機の設置も検討すべきだと思う。また、津波に対しての避難経路・避難先の確保を民間施設等との連携を考えるべきである。防災意識の高い今この時期は、災害訓練に対して町民の興味・理解を得られやすい。原発事故を想定し真剣に取り組んで欲しいなどの意見・質疑に対し、屋外拡声機については、津波のみならず土砂災害等を勘案しながら見直しをするとともに、メリット、デメリットを踏まえ検討したいとの答弁がありました。訓練については、各地区に応じた避難先・避難訓練を考えている。早い時期に行ないたい。原発に対しても町民全体で取り組む必要性があるとの答弁がありました。

また、消防団の人材確保が困難になっている。消防団の定員及び報酬はいくらか。全国平均より報酬等が低いが上げるように検討すべきではとの質疑に対して、定数は660人だが630人の団員数である。年報酬については検討したいとの答弁でした。

町長交際費についての質疑に対し、詳細については開示請求があれば公開するとの答弁がありました。

飲酒運転撲滅についての質疑には、春・秋の交通安全期間に飲酒運転撲滅を目指し取り組んでいる。高齢者を対象にした取り組みも計画しているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

また、6月議会において継続調査の申し出をしておりました「条例、関連規則及

び要綱の整理並びに運用上の調査について」は、7月14日に担当課に提言という形で委員会を開催したところ、9月2日に議員全員へ「芦北町補助金交付要綱集」を配付していただきましたので、この件については一応の結論を見ました。

また、「ふれあいツクールバス実証運行に関する調査について」は、平成22年6月から平成23年8月までに乗降現地調査を含む4回の調査を実施しました。昨年6月の白石・大岩線運行に加え、本年6月、新たに古石線、百木～長崎線、大野線の3路線の運行が開始されたことにより、遠隔地住民の交通手段及び利便性が確保されるなど事業の効果が現れております。今後も新たな路線の検討並びに民間バスに対する補助金との対比調査の継続が必要と判断し、引き続き調査の継続をしていきたいと考えております。また、同様に「芦北町町有財産管理状況の調査について」、「防災に対する危機管理体制の調査について」も引き続き調査の継続をしていきたいと考えております。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月1日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第5号「芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ほか3つの特別会計の決算認定についてと認定第11号「平成22年度芦北町水道事業会計決算認定について」は、全委員出席のもと、現地調査も含めて9月5日と9月7日に審査を行いました。

執行部の説明は、成果説明書を基に資料によって詳細に説明を受けました。審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果をご報告いたします。

最初に、建設課が所管する科目について申し上げます。

防災・災害対策事業では、浸水被害の解消に向け、長年の課題であった小田浦地区の強制排水施設整備工事が完了しております。白岩地区、計石地区及び湯北地区では、ポンプ場の整備工事等を実施され、平成23年度までに完了する予定となっております。また、降雨時の落石及び崖崩れ等の危険回避のための災害防除事業を岩屋川内内木場線及び海路上原線で施行されています。なお、公共土木施設災害復旧事業では、21年災の河川10件、道路2件及び22年災の河川5件が復旧されました。

急傾斜地崩壊対策事業では、熊本県が事業主体で施行する関係上、賀倉地区ほか4地区分の事業費の一部を町から負担しております。

公営住宅等管理事業では、修繕工事を随時行ってあり、除草及び樹木剪定作業業務委託により環境美化も実施されてあります。

交通ネットワークの整備では、道路改良事業を21路線、橋梁改修工事1カ所、橋梁維持工事5カ所、交通安全施設及び側溝整備等44路線が施工されました。

排水路整備事業では、丸山地区家庭排水路整備事業に対し補助金を交付されております。

御立岬土地活用事業では、公園用地としての有効活用及び計画的な残土搬入を図るため、残土処理場管理業務を委託されるとともに、安全性確保のため造成工事を施工されております。

主な質疑を申し上げますと、道路新設改良費で補償金の不用額理由は、用地交渉が難航しているためと説明されたが、不用額が出ている路線について、今後の見込みはどうなっているのかとの質疑に対し、外ヶ平湯治線については年度内に買収予定、瀬戸線、乙千屋日当線、宮浦野添線については現在交渉中であり、買収できないときは計画を変更せざるを得ないとの答弁がありました。次に、住宅使用料及び駐車場使用料の収入未済額の内容はどのようになっているのかとの質疑に対し、住宅使用料の収入未済額は、現年分645万8,600円、滞納繰越分2,266万8,574円、駐車場使用料の収入未済額は、現年分38万6,400円、滞納繰越分119万100円となっており、滞納額の減少は思うように進まないが、戸別訪問を随時行い、徴収率向上に努めるとの答弁がありました。

次に、農林水産課が所管する科目について申し上げます。

農業振興費の水田農業経営確率対策では、2,596トン以内の生産調整目標数量に対して、実施生産数量2,473トンの実績で目標を達成しております。

果樹振興対策では、平成21年度から繰越事業としてJAあしきたの選果機整備事業に対する補助金が交付されております。これにより、ここまで3つの選果場が統合され、㊤ブランドの維持・発展のための土台が整備されました。また、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業などにより、柿「太秋」の平棚、防鳥ネット等が整備され、着々と生産の安定化が図られています。

畜産振興対策では、家畜伝染病予防対策をはじめ、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産子牛や繁殖牛の購入費助成及び畜産ヘルパー事業等を実施されております。また、平成22年度からの新規事業として、耕作放棄地を活用した放牧事業を開始し、省力化や受胎率の向上による繁殖農家の経営安定が図られております。

その他、鳥獣被害対策として防護柵の設置やわな免許取得・箱わな購入に対する補助金が交付されております。また、芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会で箱わな

34基を購入し猟友会に貸し出されるなど、これまでより強化した対策が行われております。

林業費では、昨年度に引き続き、林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設に対し補助金が交付されています。また、経済対策臨時交付金を活用し、林道国見一線の舗装工事が施行されております。町単独事業では、林道舗装事業で牧尻線ほか11路線、作業路改良事業で穴ヶ倉線ほか1路線が整備されております。

水産業費では、漁獲量の減少を改善するためにクルマエビ、ヒラメ、ガザミ及びアコ稚魚等の放流事業が継続して実施されております。また、漁船保険料や漁船エンジンのオーバーホールにかかる費用に対し補助金が交付されております。その他、町内中学生によるうたせ船の体験学習が行われ、地域漁業への理解を深められております。なお、新たな特産品開発の一環としてクマモト・オイスター養殖試験が行われております。

漁港整備事業では、牛の水漁港の環境調査と設計業務に着手されるとともに、水産資源回復・基盤整備交付金を活用し、牛の水漁港の老朽化した棧橋の改修が行われております。

主な質疑を申し上げますと、廃プラ事業、剪定枝処理機、生分解マルチ等、農業における環境対策は重要であるが、今後はどのように取り組むのかとの質疑に対し、質問の点は重要であると考えており、廃プラ事業は継続するとともに、畜産も含め全般的な環境に配慮した取り組みを行いたいとの答弁がありました。

また、町産材木造住宅支援事業を活用した住宅は全新築戸数のどの程度を占めるのかとの質疑に対し、近年の新築戸数は40戸程度であり、約半分がこの制度を利用されているとの答弁がありました。

次に、クマモト・オイスターなど特産品の開発にもっと力をいれてはどうかとの質疑に対し、クマモト・オイスターの平成23年度分は順調に成育し来年の出荷が期待できるとともに、海草アカモクの産地化に向けての検討もはじまっているとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局が所管する科目について申し上げます。

農業委員会では、平成21年度に実施した全筆調査を基に、町内農地所有者の1,741世帯を対象に農用地利用状況調査を実施され、適正な農地管理と農地集積を図る基礎づくりが行われております。

毎月1回開催される農業委員会総会では、農地法に基づく申請101件及び農地形状変更届13件を処理してあります。農業経営基盤強化促進事業による農地の流動化は、新規が112件の34万3,101平方メートル、再設定が24件の7万

748平方メートルであります。なお、農業者年金受給者総数は374名となっております。

主な質疑を申し上げますと、本町には耕作放棄地が750ヘクタールあり、その解消に向けて農地としての復元が不可能な箇所は山林転用を進めてはどうかとの質疑に対し、近隣農地に影響がないところは、山林転用を推進することができるが、農振農用地区域内にある耕作放棄地を山林転用すると、他の農地に支障が出る場合があるため、周囲の営農状況等を考慮し、農林水産課と連携し年次計画で進めていくとの答弁がありました。

次に、商工観光課が所管する科目について申し上げます。

商工業の育成と振興につきましては、中小企業に対する資金融資の利子補給及び保証料補給を行うとともに、芦北町商工会の事業に対し補助金を交付してあります。

企業誘致対策では、芦北町企業誘致パンフレットを作成し、ダイレクトメールを発送と同時にアンケート調査を実施されるとともに、興味を示した企業や、今後、新設または増設計画のある企業を訪問されるなど積極的な誘致活動が行われております。

労制対策では、失業者を対象に、緊急雇用創出基金事業を活用し、58名の臨時職員を採用され、ふるさと雇用再生特別基金事業では、町内の雇用再生のため、芦北漁業等に4名を雇用されております。

観光振興対策としては、九州新幹線全線開業及び南九州西回り自動車道芦北インターの供用開始など交通アクセスの変動を視野に入れた誘客を図るため、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船等本町主要観光資源のPRを継続して行ってあります。また、「芦北伽哩街道」は定着したイベントとなっており、観光客の誘客にもつながっております。

しかし、町の主要イベントである御立岬ビーチサッカーフェスティバル、ビーチバレーインくまもと、芦北うたせマラソンが口蹄疫や東日本大震災の影響により中止となり、集客数に影響を及ぼしております。

主な質疑を申し上げますと、旧国民年金保養センターに関する企業誘致としての成果と状況はどうなっているのかとの質疑に対し、本年7月に1社と土地利用計画に関する覚書を締結し、今後、県を含めて推進するための検討会を立ち上げるとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は、町内・町外に類似施設が存在するため、経営は厳しい状況が続いておりますが、各施設の入浴者数は、入浴環境の改善や民間温泉施設の休業などの要

因により、前年度と比較して合計で1万2,321人、4.7ポイント増加しております。

次に、上下水道課が所管する科目について申し上げます。

浄化槽設置費助成事業では、63基の浄化槽設置に対し助成を行っております。

主な質疑を申し上げますと、合併浄化槽を設置したくても設置する場所がない住宅地等における設置方法はないのかとの質疑に対し、衛生的な住環境の整備を図るため、合併浄化槽の設置を推進しているため、関係機関と協議し、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

本会計では、芦北町水道ビジョンに基づき、計画的に老朽管の布設替工事を実施しております。主な事業として、上水道と簡易水道の施設監視を一本化した集中監視設備の更新を実施しております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が16件あり、前年度と比較して水洗化率が2.5ポイント向上しております。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理が主体であり、適正な管理に努められ、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況の良好な箇所については、通常点検の回数を年6回から年4回に減らしたことにより、経費が削減されております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は4,135万1,000円で、さらに営業外収支を差し引いた経常利益は2,974万円となっております。また、当年度純利益と前年度からの繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は3,338万4,000円であります。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第5号「芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ほか3つの特別会計の決算認定についてと認定第11号「平成22年度芦北町水道事業会計決算認定について」は、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

続きまして、6月議会において当委員会に付託されました請願1件について審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

請願第1号「建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について」

は、熊本県建築労働組合水俣芦北支部執行委員長、坂口正人氏のほか2人から373人分の署名を添えて提出されたものですが、主に町の工事等を優先的に地元業者に発注し雇用の確保を図ることと、公契約条例制定を求めるものです。

請願内容の第1点目については、本町では、毎年、普通建設事業費の予算確保及びその執行について十分な配慮がなされ、また、近年の入札結果として、約9割が地元業者に発注されており、建設業の振興及び雇用の確保に寄与していますので、現状を維持することが大切であると判断しました。

第2点目については、公契約条例は、千葉県野田市などで制定されている事例がありますが、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに措置を講ずることが不可欠であり、現時点での条例制定は時期尚早であると判断しました。このため、請願第1号については、関連情報を収集し慎重に審議した結果、不採択するべきものと決しました。

次に、6月議会において継続調査の申し出をしておりました、湯北都市下水道事業に関する調査については、現地調査を行うとともに、担当課から説明を受けておりますので、簡単に御報告いたします。

現在は、建屋の建築と併せてポンプ等の据付工事中であり、平成24年3月の完成に向けて順調に進んでいるという説明がありました。今後は、現地調査も含めて調査を継続していきたいと考えております。

なお、災害危険個所の調査及びその対策については、現在のところ行っておりませんが、調査は継続扱いとしていきたいと考えております。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

議長（藤井公明君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時52分

議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

最後に白坂文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月1日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」と認定第2号「平成22年度芦北町国民健康

保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか特別会計の決算について、全委員出席のもと、9月5日と9月6日に審査を行いました。

執行部の説明は、成果説明書を基に資料によって詳細に説明を受けました。審査に当たっては、予算が適正に効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を御報告いたします。

まず、生涯学習課では、芦北町総合計画で、施策の大綱として掲げてある「魅力的な地域づくり」及び「豊かな心の人づくり」を実現するため、生涯学習、文化振興、スポーツ振興事業の推進に向け、個性の光る魅力的な事業を計画的に実施し、総合的な振興が図られております。

主な質疑として、「観月会」についての質疑では、参加者については町内7割、町外が3割であるということ、また規模については、500人程度が限度であるという答弁でありました。図書館の電子化についての質疑には、高額な予算を要することから実施していないという答弁でした。また、社会教育センターの改修計画についての質疑には、当館は雨漏りもあるが、佐敷城跡が国指定で、策定計画があるので保存計画と改修計画を協議しながら進めていきたいという答弁でした。委員会としては、決算とは直接関係ありませんが、改修については、エレベーター等の設置も含めて、地域住民の声を大切に実施されますよう要望を申し上げておきました。

次に、住民生活課に係る決算について報告いたします。

この決算は、一般会計と国民健康保険事業特別会計を含めた、4つの特別会計も合わせて御報告申し上げます。

まず一般会計の対策の大綱「ひとにやさしい快適なまちづくり」では、保健衛生対策として、母子保健事業をはじめ歯科保健事業、予防接種事業、健康増進事業等、町民が「心身ともに健康で明るい生活を送る」ための事業を保健センターを拠点に展開されております。また、環境対策として、不法投棄対策、ごみ処理支援対策、狂犬病予防事業及び水俣病関係事業と清掃センターでは徹底した分別収集による資源ごみのリサイクルの推進とごみの減量化等に取り組み、ストックヤードの整備も終わり、新たな清掃センターとして供用を開始されております。

健康増進事業の中で、検診による疾病の早期発見に努めておられるがその成果についての質疑に対し、受診率も増加し、癌の発見も報告されており、その成果は出ているとの答弁でした。

また、検診率については、海岸部で若干低いということ、さらに予防接種事業の中で、中学校1年生から3年生までの子宮頸がんの予防接種者は、251人中3回の接種をした者は、205人であったという答弁がありました。

環境対策関係の質疑では、住民から66件の苦情が寄せられているが、その内容については、不法投棄や野犬の捕獲と家庭でのごみ焼却の通報もあったという答弁でありました。

また、ごみ収集のステーション新設についての質疑には、新設は基本的には抑制している。とくに必要という事態が発生した場合は、認める場合もあるということ。他の地区からの不法投棄については、個別相談も受けるとの答弁でした。収集委託業者については、資格を持っている許可業者に随意契約で委託しているという答弁もありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）については、少子高齢化や低所得者層の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化に伴い、国保財政は厳しさを増している中で、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目指した国保人間ドッグの助成事業や啓発活動を行い、運営の健全化に努められております。歳出決算額は33億6,886万6,548円で、前年比5.4%の増となっております。

事業勘定の説明に対して、委員からの質疑はございませんでした。

次に、（直診勘定）については、吉尾地域のへき地診療施設としての役割を認識し、地域医療の確保に努力されています。へき地医療支援機構等の支援を受け、医療の確保ができております。診療日数が週3日体制となったことで、外来患者数は減ったものの周辺地域からの外来受診率は高く、その役割は十分果たされております。

今後の見通しと対応について質疑があり、運営協力委員会で会議を開催しており、地元の意見は存続との強い要望があるので、その意見を踏まえて検討したいとの答弁でありました。

次に、老人保健事業特別会計については、高齢者の健康を守り適切な医療の確保を目的として実施されております。歳出決算額は293万7,916円で前年比83.9%の減となっております。

なお、この特別会計については、説明に対する委員からの質疑はありませんでした。

次に、介護保険事業特別会計については、地域包括支援センターを中心に予防重視施策を踏まえた地域支援事業を実施され、高齢者の転倒骨折及び閉じこもりの予防等、介護サービスに努められております。

歳出決算額は、18億6,737万4,573円で前年比2.6%の増となっております。

保険料についての質疑には、芦北町の基準額の月額は、4,150円で県内平均や全国平均を下回っているとの答弁でした。また、住宅改修申請については、87

件という答弁でした。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、平成20年度から老人保健医療制度にかわる新しい制度として創設されており、町は申請や相談などの窓口業務、保険料徴収などを行っておられますが、説明に対する委員からの質疑はありませんでした。

次に、教育課に係る決算について報告いたします。

学校教育では、将来を担う子どもたちに「徳育を根底に知育・体育を総和した基礎・基本の修得による学力向上及び生命の尊重と公共心の向上並びに我が国と郷土及び国際社会に貢献できる人材の育成を図る」ことを目的に掲げ、諸々の事業を実施されています。

主な質疑は、全中学校を対象として実施された英検受験について、級の程度についての質疑に対し、3級を取得する者は、簡単な英会話ができるくらいのレベルであるとの答弁でした。また、その合格率についての質疑に対し、5級で58.8%、4級で47.7%、3級では、37.1%、準2級と2級では合格者なしという答弁でありましたので、指導についても努力していただくよう要望を申し上げました。

また、太陽光発電を設置されているが、今後の計画についての質疑には、整備計画は無いとの答弁でした。

学校評議員会については、十分な活動して頂いて、所期の目的が達成できるように指導して頂くように要望を申し上げました。

スクールバスのドライバーに対する苦情については、配置換えによって改善されたという答弁もありました。また、スクールバスの委託については、資格の問題がないとすれば、ぜひ町内の業者に委託してほしい旨の要望を申し上げました。また併せて、学校の校舎の環境整備についても今後検討していただくように要望しておきました。

奨学資金貸付事業特別会計については、大学生23名、高校生3名に貸付を行い、町内の優秀な学徒で経済的理由により就学困難者への便宜が図られており、新規の借入者が前年度より若干増加しているという説明でした。ただ、「貸付金額が少ないのでは」などの意見もあり、他の奨学金との重複もできないということであれば、貸付金額を増額してほしいという要望も申し上げました。

次に、福祉課に係る決算について報告いたします。

少子高齢化が進展する中、社会福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉と保育所及び老人ホームに係る決算については、97.4%の執行率となっております。主な質疑は、老人公衆浴場無料入浴料補助については、交付割合が39%余りであ

るが、ほかにこれに代わる案はないかとの質疑に対し、いろいろ検討しているが、まだ良案が出ていないという答弁でした。

また、老人日常生活用具給付事業の対象者についての質疑では、要援護老人と一人暮らし老人という答弁でした。

老人ホーム民営化についての運営については、職員の引き継ぎや入所者の異動も、事故もなくスムーズに行われたという報告を受けました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」と認定第2号「平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか4つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、6月議会において継続調査の申し出をしておりました、「学校給食共同調理場整備事業について」と「(仮称)女島活力センター建設事業について」は、進捗状況についての担当課の説明を受けましたので、簡単に御報告申し上げます。

まず、学校給食共同調理場整備については、取り付け道路は、ほぼ完成したということと現在は、建物の基礎工事中であり、順調に進んでいるという説明であり、今後は現地を含めて調査継続をしていきたいと考えております。

(仮称)女島活力推進センターについては、平面図で説明を受けましたが、「もやいなおし」「環境」「地域づくり」「健康増進」を目的とした施設であり、収益施設ではないということ。そして、今後の日程については、10月中旬に入札、来年6月の完成を目指しているとの説明でしたので、今後も引き続き調査を継続していきたいと考えております。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議長(藤井公明君) 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。川尻君。

14番(川尻成美君) はい。それでは、建設経済常任委員会の所管する件について3点ほど委員長の方に質疑を申し上げますが、まず町産材の木造住宅の支援でありますけども、近年の新築戸数は40戸程度であり、補助を受けているのが半数ということで、報告がなされておりますが、これは半分はいわゆるハウスメーカーがだというふうに理解してよろしいでしょうか。それと、それであればもっと当初組まれた予算よりも増額とか、非常に効率を上げている一番有意義な事業でございますので、ほかに何かもっとPRなりする方法等は議論はなかったのか1点。2点目は国民年金保養センターの誘致の件でございますけども、町が取得して、2,50

0万でしたか。で、取得して4年かそこらになりますかね。大分経過が経ちますと建物自体も風化していくんじゃないかというふうに思いますが、今年度1社土地利用計画に関する覚書を提携したということではありますが、覚書の内容等をご承知であれば、覚書の内容を教えてください。3点目は所管の継続調査の件ですけども、湯北のポンプ場来年度に完成予定ということで、待ちに待っておられるというふうに思います。今、梅雨時期を問わずゲリラ豪雨が各地で発生しておりますし、当湯北地区におきましても8月盆過ぎでしたか、3号線が午前6時ごろから1時間弱ストップをしました。毎年のようにここが冠水するわけですが、緊急的な対応とかは議論なされたのかということで、供用開始になればですね、こういうことはないと思いますが、いつ豪雨が来るかわかりませんが、その点委員会としての質疑対応よろしくをお願いします。

議長（藤井公明君） 草野委員長。

建設経済常任委員長（草野安道君） はい。川尻委員の質問にお答えします。

木造住宅の支援については、新規が約40件程度であるということは話し、また、その半分がこの制度を利用しているということで申し上げましたけども、その後についての内容等については、委員の皆様からの質疑等はございませんでした。それから保養センターの件の覚書でございますけれども内容につきましては、今後の計画と開発等に関する覚書であって、まだ実質的にどうのこうのするという計画の覚書ではございません。その覚書自体は手元に持っておりますけれども、もし必要であるとすればコピーしてあげたいと思います。また、旧保養センターの跡地の件ですが、これにつきましては、現在のところその業者からの意見としては全部取り壊して新規に計画するという担当課の説明でございました。それから湯北地区のポンプ場、排水地の件ですけども、これにつきましては、一応今後の、現在の進行と今後の計画についての説明を受けておりますが、3号線がそのとき浸かったということで、どんな対応するかということについては委員からの質問はありませんでしたが、いろいろそういう場合が出て排水機の可能は可能じゃないかという係の説明で終わりました。

以上で終わります。

議長（藤井公明君） 川尻君。

14番（川尻成美君） はい。大体経過、結果については了解いたしましたけれども、要するに保養センターですかね、旧保養センターについては、覚書というのは今後どうするかの前段階ということで理解していいですかね。はい、それじゃいい方向に進むのを願っておりますけども、3点目の湯北地区の排水場の完成を前にして、冠水が度々起こっております。そして、県道の石路から3号線に出るところ

がいつも冠水をするわけですね。だから今後そういう、県道ではございますけどもその状況を見ながら、これは要望でございますけども、その計画等の見直し等も併せて今後所管の事件として取り上げていただければなというふうに思います。

議長（藤井公明君） 草野委員長。

建設経済常任委員長（草野安道君） はい。今の旧保養センターの覚書については川尻議員がおっしゃった建設以前の問題の覚書でございます。それと湯北地区の今後の計画等については、継続審査でもしておりますけれども、そういうことを踏まえながら担当課と協議しながら今後邁進し、また住みよい地域にできるよう委員としても邁進していきたいと思っております。

以上です。

議長（藤井公明君） ほかにありませんか。平松君。

11番（平松洋一君） はい。総務常任委員長にお尋ねいたします。

委員長報告の末尾で芦北町町有財産管理状況の調査については、引き続き調査の継続をしていきたいという御報告がございました。本年決算書と同時に配られました財産に関する調書がございます。昨年、これ見てみますと土地の移動等はありませんが、本年の財産調書を見てみますと、土地の面積いわゆる普通財産が約34ヘクタールほど増加をいたしております。議会等に報告はございませんので、一応通則で条例の方にですね、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがございます。これは平成17年4月1日に条例第48号で公布されておりますが、その第3条に法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に附さなければならない財産の取得または処分はうんぬんと金額書いてありますし、また面積も書いてございます。だからここに書いてある取得または売り払い、借入等ではないのかなというふうに推測されます。議会に出ておりませんでしたので、この1年間でこの34ヘクタール増えた理由が委員会でどのような説明がなされてどのような協議、質問があったのか委員長にお尋ねいたします。

議長（藤井公明君） 総務委員長、委員会で質疑等があったのみ答弁を求めます。元山委員長。

総務常任委員長（元山秀志君） はい。総務常任委員会におきましては。

議長（藤井公明君） マイクを使ってください。

総務常任委員長（元山秀志君） ただいまの平松議員の質問にお答えいたしますが、総務常任委員会においては、説明を簡潔明瞭にさせていただくよう申し入れをしております。説明に関しては成果説明書をもとに説明をいただきました。ただ、質疑に関してはその所管する課の全体についての質疑ということでありましたけども、財産に関する調書に関する質疑はございませんでした。説明の方も資料等を事前に

配付されておりますので、各委員それぞれ事前に調査されたものと判断し、そういった推移の状況を取っておりますので、以上でございます。

議長（藤井公明君） 平松君。

11番（平松洋一君） はい。ただいま委員会でのですね、所管する委員会でもそういう説明はなかったということでございます。この質問をなぜするかと言いますとですね、議員必携等にも書いてございますが、財産に関する調書の検討ということで、この中で今、委員長からありましたけども歳入歳出決算書の中身の報告は十分説明ございますが、これにここ1年間のですね、いわゆる財政活動、金銭に絡む報告がございます。歳入歳出。しかしこれと併せてですね、こういう物品、債券、あるいは債務を含めた総合的な判断をするために、この調書が加えるわけでございます。この中身がまったく知りえませんのでできたら所管の執行部の方にこの説明を求めたいと思いますが、議長のご判断をお願いします。

議長（藤井公明君） 執行部からの答弁はこれは求められません。あくまでも委員長に対しての報告に対しての質疑でありますので、委員長にのみの質疑といたしたいと思えます。平松君。3回目です。

11番（平松洋一君） それではですね、まだ、その議員としてこの中身を知りませんので、議会終了後でも構いませんが、どのような面積34ヘクタール増えた中身ですね、を後ほどで結構でございます。議会終了後でも結構ですからご説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 議会終了後、平松議員個人で執行部に尋ねるのは構いません。この議場では議長としては求めません。ほかに質疑ありませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから認定第1号から事案第39号までを順次討論を行い、採決します。

認定第1号、平成22年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。討論ありませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし]と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第2号、平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第3号、平成22年度芦北町老人保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第4号、平成22年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第5号、平成22年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第6号、平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第7号、平成22年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第8号、平成22年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 8 号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第 9 号、平成 22 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第 9 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 9 号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第 10 号、平成 22 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第 10 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 10 号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 認定第 11 号、平成 22 年度芦北町水道事業会計決算認定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第 11 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 11 号は原案のとおり認定されました。

議長（藤井公明君） 議案第 39 号、芦北町暴力団排除条例の制定について、討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第13 議案第42号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

議長（藤井公明君） 日程第13、議案第42号「平成23年度芦北町一般会計補正予算」（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長

企画財政課長（井上民男君） 議案第42号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

9月1日の本会議におきまして、一般会計補正予算（第4号）を御議決をいただきましたけれども、ご承知のとおり8月21日から8月23日にかけての豪雨により本町でも家屋の床上、床下浸水、農地道路の法面崩壊及び河川護岸の決壊と多くの災害が発生をいたしました。その間、応急的な対応とともに8月22日、23日に災害調査を行い、被害状況の把握と早急な復旧に向けて準備を進めてまいりました。本日、復旧等に要する経費の補正をお願いするとともに九州新幹線湯水対策で設置しました白木地区の農業用ため池の水中ポンプ故障による修繕料の補正を併せて追加提案をするものでございます。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,973万5,000円を追加し、予算の総額を99億7,465万2,000円とするものでございます。それでは歳出の方から御説明をいたします。

予算書7ページになります。まず款5農林水産業費でございます。灌がい排水改良事業費の補正。補正額33万円につきましては8月までの豪雨によりまして災害対応の建設機械等の借り上げが増加したことを踏まえ、今後予想される台風被害等への備えとして借上料を増額するものでございます。新幹線湯水被害恒久対策費の199万5,000円は九州新幹線湯水対策で設置をいたしました白木地区農業用ため池の水中ポンプ故障による取り換え修繕料でございます。林道費の60万円は今後の災害対応に必要な建設機械借り上げ料を増額するものでございます。次に、款7土木費でございます。水防対策費の168万円は法面崩壊と4件の小災害復旧

事業に対する補助金でございます。次に、款10災害復旧費でございます。農地災害復旧費の1,189万5,000円は農地の補助災害復旧費にかかる測量設計業務委託料94万5,000円と田5件の補助災害復旧工事費650万円。国庫補助の対象とならない田10件、畑6件の小災害復旧事業に対する補助金437万5,000円及び事業遂行に必要な旅費と燃料費でございます。

8ページになります。農業用施設災害復旧費823万5,000円は道路1件、水路1件の補助災害復旧工事費400万円と水路8件、農道1件、通し溝2件の小災害復旧事業に対する補助金423万5,000円でございます。公共土木施設災害復旧費1,500万円は道路5件、河川5件の復旧工事費でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。6ページになります。補正総額3,973万5,000円でございます。款11分担金及び負担金。災害復旧費分担金93万円につきましては、農業施設災害復旧費分担金28万円と農地災害復旧費分担金65万円でございます。款13国庫支出金。災害復旧費国庫負担金1,000万5,000円につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。款14県支出金。災害復旧費県補助金でございます。880万円。農業施設災害復旧費補助金360万円。農地災害復旧事業費補助金520万円でございます。

続きまして、款17繰入金。九州新幹線濁水等被害対策基金繰入金199万5,000円でございます。款18繰越金1,800万5,000円。これにつきましては前年度繰越金を充てております。

以上で議案第42号の説明を終わります。御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

14番（川尻成美君） はい。先ほど委員長報告で質疑をいたしました。それにも関連いたしますけども、水防費対策事業ですね、残金、補助金という形ではありますが、床上、床下浸水等に対しましては、何か町からのこの水防費で何か補助金、見舞金等が出ているのかというようなことと、関連ですけども、再三先ほど申しました県道の石路の下の県道ですけども川が増水して冠水して通れなくなっておりますが、建設課として県の方の要望、協議等はどのようになっているのか、今後見通的にどうなっているのか、また町長の今後のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（藤井公明君） 答弁準備ができておればですね、議案外であっても、見舞金というのは今後これから議論されることもあると思いますので、特別に議長が認めます。大岩福祉課長。

福祉課長（大岩憲治君） はい。質問の内容についてですが、災害に5件床上浸水が

ありました。ということで、床上に対してだけ災害見舞金をやっております。また、社会福祉協議会からもまた、床上浸水だけにはやっております。

以上です。

議長（藤井公明君） 山口建設課長。

建設課長（山口純志君） はい。県道の嵩上げの件でございますけど、石落の下です。あそこにつきましては、今ちょうど国交省の方で橋梁をかけておりまして、河川の真ん中にピアがあるということで地元からの影響があるんじゃないかということで、国交省の方をお願いしてなんとか嵩上げができないかという要望もやっておりますけども、国交省としては、その嵩上げはいまのところやらないということで、そこにつきましては、数年前から単県要望の方で県の方に要望しております。今年もまた単県要望のあれが来ておりますので、再度県の方をお願いして嵩上げをやっていただきたいというように思っております。

以上です。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） ただいま課長が申しましたとおりでございます。早急に対応すべく今後も努力してまいりたいと思います。

議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） これで質疑終わります。

もう審議しましたので、これで討論を行います。討論ありませんか。

[なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第14 議員派遣の件

議長（藤井公明君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員に変更を生じる場合は、議長一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

日程第 1 5 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 1 6 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 1 7 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

議長（藤井公明君） 日程第 1 5 から日程第 1 8 までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[異議なし] と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、決定しました。

議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 3 年第 6 回芦北町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 1 時 3 8 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員